

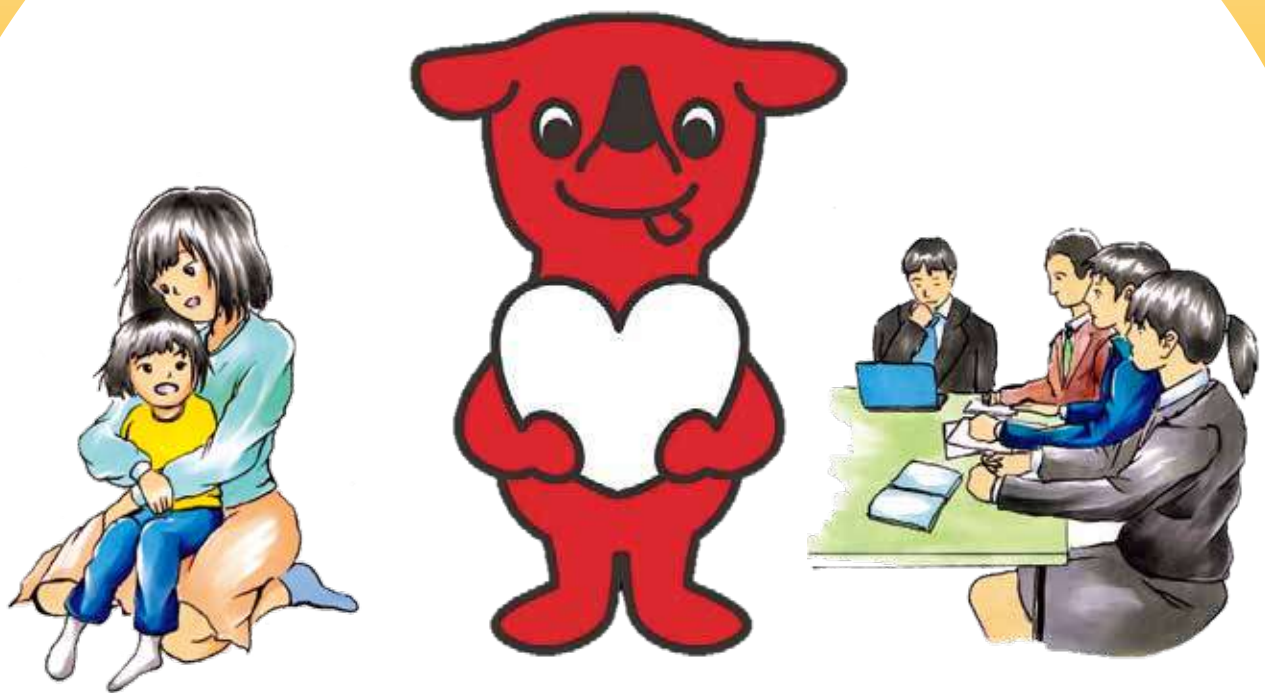
教職員のための 児童虐待対応の手引き



千葉県教育委員会



オレンジリボンには、子ども虐待を防止する
というメッセージが込められています。



千葉県のマスコットキャラクター
チーバくん

**教職員のための
児童虐待対応の手引き
(本 編)**

千葉県教育委員会

まえがき

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、15万9,850件（前年度比2.2万件増）に達し、厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加している状況です。

本県でも同様の傾向にあり、平成30年度の相談対応件数は、千葉市を除き、7,547件に上り、全国4位という状況となっています。被虐待児を年齢別にみると、小学生が全体の約32%を占め、次いで、3歳未満が約21%、3歳から学齢前児が約27%であり、乳幼児と小学生で全体の約8割を占め、児童虐待は、学校にとっても、たいへん身近な問題となっています。

また、本県においては、平成31年1月に、小学4年生の児童が亡くなるという痛ましい事件が発生しました。私たち教育に携わる者としては、このような悲しい事件を二度と繰り返さないためにはどうしたらよいかを、これまでの取組を振り返りながら、しっかりと考えていかなければなりません。

児童虐待防止法において、学校は、虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告することとされるなど、教職員には重要な役割が求められています。

千葉県教育委員会では、平成19年3月に作成した「教職員のための児童虐待対応マニュアル」を各学校において活用し、児童虐待に対する適切な対応をお願いしてまいりましたが、令和元年5月に国において「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が作成されたことから、これまでのマニュアルを見直し、「教職員のための児童虐待対応の手引き」として、再発防止の徹底を図ることとしました。

本手引きで示されている児童生徒の各種チェックリストは、被虐待児の発見だけでなく、児童生徒の注意深い観察の視点としても大変有意義であるとともに、問題行動の把握等に資するものであり、児童生徒理解にも大きく寄与するものであると考えます。

学校や教育委員会等の関係者が、虐待が疑われる事案について迷いなく的確に対応できるよう、本手引きを様々な研修等で活用し、見守り体制の再構築を図ることで、すべての子供たちが、安心して生活を送り、心身とも健やかに成長できることを切に願います。

千葉県教育委員会教育長 澤川 和宏

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～

発生予防等

- ・子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実

早期発見

- ・日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
- ・健康診断、水泳指導
- ・教育相談、アンケートなど

⇒子供・保護者・状況について違和感あり

⇒チェックリストに複数該当

- ・本人（子供、保護者）からの訴え
- ・前在籍校・学校医や学校歯科医・他の保護者
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室等

直ちに管理職へ報告・相談

チームとしての対応、早期対応（情報収集・共有、対応検討）

（メンバー）管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

①～④に該当

通告

児童相談所

（連絡先）
児童相談所虐待対応
ダイヤル 189

①～④に該当せず

通告

市町村（虐待対応担当課）

（連絡先）

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

①～④に該当

通報

警察

（連絡先）

安全確認、情報収集、調査

（必要に応じて）一時保護

調査継続

援助方針の決定

（必要に応じて）施設入所

在宅での支援（登校）

児童相談所や市町村の役割

教育委員会等

いずれにおいても通告・通報したことを連絡

目 次

I	児童虐待の基本理解	1
1	はじめに	
2	虐待の定義とその影響	
3	児童虐待の起こる要因	
4	しつけと児童虐待（体罰の禁止）	
5	虐待が及ぼす子供への影響	
II	疑いと発見の段階	4
1	虐待は、発見されにくいもの	
2	学校及び教職員の役割・責務	
3	虐待を見逃さないポイント	
4	こんなところに注意	
5	校内体制の構築 ～ 校内連携 ～	
6	相談体制の充実、相談窓口の周知	
7	児童虐待の早期発見チェックリスト	
III	初期対応	11
1	気づきと疑い	
2	緊急性の判断	
3	チームとしての組織的対応の重要性	
4	正確な記録の重要性	
5	子供からの聞き取り	
6	親との面談・家庭訪問	
IV	通告	16
1	虐待の証明はしなくてよい	
2	通告とは	
3	通告者	
4	通告先	
5	関係機関の役割	
6	教育委員会等の役割	
7	通告は、はじまりにすぎない	
8	性的虐待について	
V	通告後の対応	27
1	児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力	
2	「一時保護」時の対応	
3	「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応	
4	「施設入所」時の対応	
5	要保護児童等への対応	
VI	子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応	32
1	虐待を受けた子供への関わり	
2	保護者への対応	
3	転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ	
VII	教職員のメンタルケア	36
1	起こりがちなこと	
2	うつ病	
3	セルフケア	
VIII	おわりに	37
【参考資料】		
1	各関係機関の機能と役割	38
2	児童虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）	42

I 児童虐待の基本理解

1 はじめに

児童虐待は、子供の心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、次の世代に引き継がれるおそれもあり、最悪の場合は尊い命さえも奪ってしまいます。虐待は、子供に対する重大な人権侵害です。

子供が、家庭に次いで多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。

同時に保護者に接する機会も多いことから、児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた子供や保護者に対する支援に至るまで、様々な場面での対応が求められています。

2 虐待の定義とその影響

虐待の種類は概ね「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。（P2「児童虐待の分類と被害を受けた子供にみられることが多い兆候」参照）

3 児童虐待の起こる要因

児童虐待は、様々な要因が重なって起こるものであることから、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、「**どこの家庭でも起こり得る問題**」と認識することが重要です。

要因があるから、直ちに虐待が起こるとは限りませんが、以下の要因がある場合、可能性が高くなることから、注意深く見守るようにしてください。

親の要因

育児不安や育児疲れ、配偶者等が家事や育児に非協力的で負担過重になっているストレス、望まない妊娠、情緒不安定、攻撃的な性格傾向、アルコール・薬物依存、精神疾患

養育者自身が被虐待の経験（愛情飢餓・世代間伝達・体罰信仰）

子供の要因

未熟児、発達の遅れ、疾患、障害等による子育てや将来への不安

親子の関係

入院等による親子分離状態の長期化、自責感や養育不安、年相応の評価ができず過度の期待

家庭の状況

夫婦・家族不和、経済的困窮、借金失業、転居、若年結婚・出産、再婚内縁関係

社会からの孤立

近隣との交流が無く、親・兄弟・友人等相談相手が身近にない状態

虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立てを行っています。学校・教職員においても、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子供の障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが重要です。

児童虐待の分類と被害を受けた子供にみられることが多い兆候

虐待の種類	兆候	
身体的虐待 幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。	低身長・低体重等発育不良 十分説明のつかない、あざ、火傷、顔面の傷。 新旧混在する傷跡。 （繰り返されるけが） 統制できない行動。 （怒り・パニック等）	挑発的、攻撃的な言動が多い。 人にへばりつくようにしてくる。 人を寄せ付けない。
性的虐待 直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為など、より広い行為が含まれる。子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。	急に性器への関心が高まる。 他の子供の性器をさわろうとする。 性的な話題が増える。 年齢に不釣り合いな性的知識がある。 性的非行がある。 無断で外泊がある。	怯えている。 緊張度が極めて高い。 感情表現が乏しい。
ネグレクト(養育保護義務の拒否・怠慢) 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにするといった行為を指す。	無気力。 低身長、低体重等発育不良。 ガツガツ食べる、隠れて食べる。 身体・服がいつも汚い。 気候にあわない服装。 ひどい悪臭。 汚いぼさぼさ髪。 必要な医療を受けていない。 鬱状態で受動的。	親や、周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する。 服を脱ぐことを極端にいやがる。
心理的虐待 子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待にあたる。	自尊感情の欠如。 いつも極端に承認を求める。 敵意、口汚くののしる。 挑発的。	自傷行為。 過食、拒食。 徘徊、家出、不登校、万引き、虚言、薬物使用、援助交際等の不良行為、非行、問題行動と見られる行動。

*虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。

特に、心理的虐待は、他の虐待と重複して生じていることがほとんどであり、子供の心理的な発達に対する影響は、身体的虐待そのものよりも、付加している心理的虐待の方が重大な要因になる。

*ネグレクトの一種として子供を学校に通学（園）させない、いわゆる教育ネグレクトという形態もあり、そのような場合は子供の教育を受ける権利を侵害するだけでなく教育上の著しい悪影響を及ぼすものと考えられる。

4 しつけと児童虐待（体罰の禁止）

虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」と言って虐待を正当化します。しかし、保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません。令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し（令和2年4月施行）、親権者が体罰を行うことを禁止しました。（児童虐待防止法第14条）

また、千葉県でも「千葉県子どもを虐待から守る条例」において、保護者による体罰の禁止を定めています。（千葉県子どもを虐待から守る条例第6条）

学校、教職員、教育委員会等は、保護者との関係よりも子供の安全を優先し、虐待の早期発見、早期対応に努めることが重要です。

（参考）親権者等による体罰禁止の法定化について

※文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』より

◆体罰とは

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

（体罰の例）

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

加えて、子供をけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子供の心を傷つける行為で子供の権利を侵害します。

◆体罰等によらない子育てのためにできること

保護者により「しつけ」と称して行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見受けられます。

そのような体罰等によらない子育てのためには、子供の気持ちや考えに耳を傾けるなど、子供との関わり方や保護者自身の工夫に加え、周囲のサポートが重要となります。地域住民や保育等の子育ての支援者、教育現場等で子育て中の保護者に接する者は、保護者だけで悩みや不安を抱え込むことが無いように声かけや支援を行うことで、子供の権利が守られる体罰のない社会に向け社会全体で取り組んでいくことが必要です。

厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」
（令和2年2月）を基に作成

5 虐待が及ぼす子供への影響

虐待は、いくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによって心身への影響には異なる面がありますが、いずれにおいても子供の心身に深刻な影響をもたらすものです。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子供の年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

II 疑いと発見の段階

1 虐待は、発見されにくいもの

虐待を受けた子供が、自分から虐待を受けたことを訴えるのはまれです。

虐待を受けていても、子供にとって親の存在はかけがえのない存在であるため、事実を否認したり、親をかばったり、自分が悪かったせいだと思ったり、虐待を受けている認識を持てないでいる子も少なくありません。

一旦は認めても後から事実を取り消す子供もいて、家庭という「密室」で行われる虐待の発見は難しいのです。

しかし、虐待を受けている子供は、何らかのSOSのサインを出していることが多いため、普段から子供と接する機会の多い教職員や保育従事者には「虐待を疑う視点を持つ」ことが重要で、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まるのです。

2 学校及び教職員の役割・責務

児童虐待防止に関する関係機関の中で、学校や教職員は、学齢期児童生徒に対して網羅的に目配りができ、その日常的な変化に敏感に反応して、虐待を発見しやすく、さらに子供・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律により、以下①～④の役割が課せられています。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【児童虐待防止法第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）
【児童虐待防止法第5条第5項】

虐待の有無は調査・確認したり、その解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。

学校のアドバンテージ

- ① 全国に約4万校、然るべきトレーニングを受けた教職員約百万人と、児童福祉施設・保健医療機関・警察関係機関と比べても、その量的・人的規模が圧倒的に大きい。
- ② 学校は、子供が一日の大部分を過ごす場所であり、日常的に長時間接している教職員は、子供たちの変化に気づきやすい。
- ③ 学校の教職員は、1人で対応する必要はなく、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、教頭、校長、スクールカウンセラー等の異なる知識・経験・能力を持った職員集団がいて、困ったことがあれば、複数で「チーム」となって問題解決に当たることができる。
- ④ 「子供の教育を担っている」という大義名分があるため、教育という観点から、家庭や保護者に対して働きかけをすることができる。

そもそも、養護教諭をはじめとする教職員は、幼児児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは幼児児童生徒に必要な指導を行うこととされています。また、必要に応じて保護者に助言をすることとされています（学校保健安全法第9条）。

このようなことから、学校及び教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません（児童虐待防止法第5条）。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、表1のような子供や保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

また、アンケートなどの訴えからの発見や、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や放課後子供教室等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさず得られるように注意することが必要です。

なお、不登校や非行、いじめ、自殺等の問題は、いわば表に表れた現象面での問題ですが、これらの背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。また、児童虐待防止法ではドメスティック・バイオレンス（DV）により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており、子供がDVを目撃しているか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります。

表 1

子供についての異変・違和感	・表情が乏しい ・触られること・近づくられることをひどく嫌がる ・乱暴な言葉遣い ・大人への反抗的な態度 ・落ち着かない態度 ・家に帰りたがらない ・集中困難な様子 ・異常な食行動、衣服が汚れている ・過度なスキンシップを求める など ・極端に無口 ・顔色を窺う態度 ・教室からの立ち歩き ・性的に逸脱した言動 ・持続的な疲労感・無気力
保護者についての異変・違和感	・感情や態度が変化しやすい ・余裕がないように見える ・話しかけても乗ってこない ・子供への近づき方・距離感が不自然 ・人前で子供を厳しく叱る・叩く ・連絡が取りにくい ・家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い ・行事に参加しない ・家の様子が見えない など ・イライラしている ・表情が硬い

状況についての異変・違和感

- ・説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ
- ・体育や身体計測のときによく欠席する
- ・低身長や低体重、体重減少
- ・親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- ・子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子
- ・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など

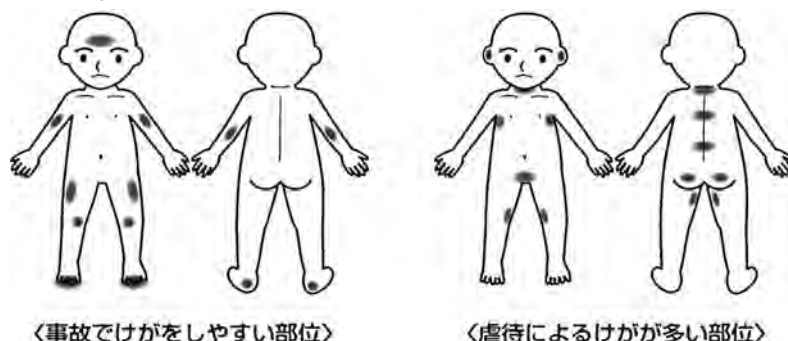
(文部科学省「児童虐待防止と学校(研修教材)」より)

このほか、学校においては、毎年度、幼児児童生徒の健康診断を行い、その結果に基づき治療を指示するなどの適切な措置をとらなければなりません(学校保健安全法第13、14条)。この健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われることから、これら検査や水泳指導の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子供を把握した場合は市町村(虐待対応担当課)への情報提供が必要です。(P10「児童虐待の早期発見チェックリスト」を活用して下さい。)

また、幼稚園では幼児の送り迎えをする保護者と接したり、幼児の着替えを手伝う等の場面があるので、そうした機会に虐待の兆候を発見できることもあるでしょう。

図のように、事故による外傷と異なり、外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど様々)が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。

虐待による外傷の具体的事例については、公益社団法人日本小児保健協会作成の「子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド～子ども虐待を見逃さないために～」も参考にしてください。



〈事故だけがしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

図 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談や、定期的に行われるアンケートなどで、子供から何らかの訴えがある場合もあります。これらの日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「児童虐待の早期発見チェックリスト」(P10参照)等を活用するほか、学校医や学校歯科医と連携することが有効です。

そして、虐待を早期発見し、早期対応していくためにも、学校関係者は研修の機会を活用していくことが大事です。

3 虐待を見逃さないポイント

◆ 虐待のサインとしての問題行動

非行や不登校、暴力など、虐待を受けた子供は、様々な問題行動を起こします。表面に現れた問題行動のみに着目し処理するのではなく、その背景に虐待があるかもしれないという視点を持つことにより、見逃されていた虐待の発見につながるのです。

「いつもと違う」、「何か不自然だ」も虐待のサイン
～虐待には「不自然さ」がつきもの～

【不自然な傷・あざ】

頻繁な負傷
不自然な部位や傷・あざの状況

【不自然な説明】

子供も保護者も、ありえない説明
二転三転する説明

【不自然な表情】

無表情、脅え、
落ち着きが無く周囲をうかがう変な
機嫌取り

【不自然な行動・関係】

妙な馴れ馴れしさや拒絶
年齢にそぐわない性的な素振り

【その他の不自然な状況】

重大な結果の事例では、突然の引っ越し、不自然な長期欠席、保護者の言い逃れや拒否により、実際に教職員等が子供に会えなかった場合が多いです。

4 こんなところに注意

「そんなことがあるはずがない」という思い

実母からの虐待が、全体の半数以上とされています。「子供といるのが好き」「人と関わるのが好き」という教職員にとって、「実父母による虐待はあるはずがない」「できればそんなことを考えたくない」と思う気持ちが、虐待を見過ごしてしまう可能性があります。

「聞くことがかえって子供の害」という思い

教職員は家庭との関係を良好に保ちたいもの。親からの抗議を恐れたり、虐待への関わりが、かえって子供の虐待を深刻化してしまうというおそれから、通告などを躊躇してしまう可能性があります。

「どうせいつものこと」という慣れ

ためらいと見送りを繰り返しているうちに、「前回の傷のほうがもっとすごかった」等と虐待の影響に慣れてしまいがちですが、生命の危険がある虐待にまでエスカレートする可能性もあるのです。

親を知りすぎている、という事情

地域によっては、何世代にもわたって関わることもあり、「あの父親は、自分が初任のころ担任したが、親の子供の頃も、ひどかったから仕方ないんだ」と理解してしまうことで、虐待の対応をすべき事態になっていることを看過してしまう可能性があります。

子供自身の問題性にマスクされる可能性

子供は中学・高等学校の段階になると、まず、その問題行動で評定されてしまいがちです。少年院に送致された子供には高い割合で被虐待の経験ありますが、学校では、しばしば非行のみを問題と捉えてしまいがちです。また、同じように不登校や発達障害等も、虐待と関連づけた考え方や対応がなされないために、改善の可能性を潰してしまうことになりかねません。

5 校内体制の構築 ～ 校内連携 ～

(1) 校内サポートチームの立ち上げ

- ① 同僚や管理職など組織内への相談報告
- ② 組織内での検討・共通認識（情報の集約と現状分析）
- ③ 組織対応（情報収集・キーパーソンの決定・チーム員の役割分担）
- ④ 改善がみられ始めた時に崩れる連携に注意

虐待への対応は何年もかかることが多いが、子供の症状が改善されてきて、異動で「大変だった時期」を知らない職員が増えてきたとき、連携が崩れることがあります。

(2) 教職員等の役割

①校長等の管理職

全教職員が一致して組織的な活動を行うためには、校長等管理職の役割は極めて重要です。

- ・ 学校経営、生徒指導の指導方針における児童虐待防止の明確な位置づけ
- ・ 虐待対応の明確な役割分担のための校内分掌の整備
- ・ 全教職員の共通理解のための校内研修等の実施
- ・ 管理職不在時の対応方法について、全教職員への周知
- ・ 校外の関係機関との人間関係作りによる連携強化
- ※ 連携を円滑に行うために、関係機関（警察署生活安全課、児童相談所、市の虐待対応担当課等）と、それぞれの窓口担当者を事前に、確認しておくことが大切です。
- ・ 保護者や地域関係者との連携強化

②虐待対応担当教諭

研修や校内連携及び他機関の連携において、実践的リーダーとなります。児童虐待について、組織的に対応するために、校務分掌として明確に位置づけ、以下の準備について中心的な役割を担います。

- ・ 児童虐待への対応について、研修等を通じて教職員の共通理解を図る
- ・ 地域の関係機関との連携を促進する
- ・ 学校の取組に関する評価・検証を実施する

③生徒指導主任（主事）

非行や不登校など、問題行動の背景には、虐待がある可能性もあります。虐待を発見していく上で、校内での情報共有に努めるなど、その役割は重要です。

④担任

日常的に子供たちに接し、その変化に最も気づきやすい立場にある者として「異常」に注意を払うことが必要です。

また、問題行動を自分の指導の善し悪しとして捉える前に、子供のことを最優先にして、管理職や虐待対応担当教諭等、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等に相談して、チームで対応することが大切です。

⑤養護教諭

健康診断をはじめ、怪我や体調不良等を訴えて保健室に来室する子供と関わることから、心身の健康問題への対応を通じて、身体的虐待だけでなく、性的虐待やネグレクトを発見しやすい立場にあります。

⑥特別支援学級・特別支援コーディネーター

子供は、虐待を受けることによって、学習面を含めた発達上の問題を抱える、つまり、学習の遅れや行動の問題の背景に児童虐待が隠れていることは、稀ではありません。

また、発達上の問題が要因となって、虐待を誘発している場合もあることを忘れてはなりません。

実際に、特別支援学級を活用したり、担当者に子供に向き合ってもらうなど、特別支援の手法が有効な場合があります。

⑦ スクールソーシャルワーカー

教育分野及び社会福祉の分野に関する専門的な知識や技術を持ち、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていきます。

⑧ スクールカウンセラー

カウンセリング等により、心理学的な原理や知識を総合して、問題事象を示す児童生徒の背後にある虐待や発達障害等の問題の見立てを行い、学校のスタッフに伝え、共に援助・介入し、改善につなげていけるような学校体制づくりを進めていく必要があります。

⑨ 経験者（他校等）

実際に虐待を発見し、援助等に携わったことのある、教育に関わる者との連携や情報交換が、非常に大切です。

6 相談体制の充実、相談窓口の周知

学校・教育委員会等設置者は、日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実に努めるとともに、虐待やいじめなどのあらゆる子供の悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児児童生徒に日常的に伝えておくことが大切です。子供や保護者が早い段階からＳＯＳを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。例えば、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を伝えておくほか、子供が相談しやすくなるよう、２４時間子供ＳＯＳダイヤル（０１２０－０－７８３１０）を含む電話相談やＳＮＳによる相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

保護者に対しては、保護者が集まるような場において、次のようなリーフレットを配布するほか、学校便り等を通じて子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくことも考えられます。

○ ２４時間子供ＳＯＳダイヤル（０１２０－０－７８３１０）

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○ 厚生労働省「児童虐待防止推進月間」啓発用ポスター等

○ 厚生労働省「子どもを健やかに育てために ～愛の鞭ゼロ作戦～」

<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○ 厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

○ 法務省「子どもの人権ＳＯＳミニレター」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

また、校長等管理職は、自ら研修等の機会を捉えて虐待に関する具体的な事例を踏まえた対応を想定しておくとともに、実践的な校内研修を実施することが重要です。

7 児童虐待の早期発見チェックリスト

【緊急的な支援を要する場合】

【児童相談所に通告する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。(子供自身が保護・救済を求めている)

【警察に通報する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

【児童虐待リスクのチェックリスト】 ※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり。

【子供の様子】

チェック欄	子供の様子
	繰り返し頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、視線が合わない、顔をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊べず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が違う(顔をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなる など)
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。

【保護者の様子】

チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わせない。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。

【家族・家庭の状況】

チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。

Ⅲ 初期対応

1 気づきと疑い

「いつもと違う」、「何か不自然だ」というような虐待のサインに気づいたら、まず、児童虐待の早期発見チェックリスト（P 10 参照）に書き込んでみましょう。

「この程度で虐待を疑うのはどうか」といったような迷いは禁物です。虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することから始まるのです。虐待を疑ったら、まずは職場で同僚や管理職に相談してみましょう。

一番大切なこと、「子供の安全を守る」ということであり、子供の視点に立つことであり、子供にとって有害かどうか判断の基準です。

2 緊急性の判断

「子供に危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、時間を置かず直ちに管理職に報告し、児童相談所に通告するとともに、警察にも通報する必要があります。その際、虐待を受けた子供を学校に留め置く等、子供の安全確保を優先すべきです。また、管理職が不在であっても、通告・通報の判断に遅れが出ないように、全教職員で緊急時の連絡方法について共有しておく必要があります。

子供の安全確保、死亡事故防止のためには、虐待はエスカレートするものだということを念頭に、児童虐待の早期発見チェックリストの「緊急的な支援を要する場合」に照らして、迅速な対応を心がけてください。

3 チームとしての組織的対応の重要性

児童虐待は、発生要因が複雑な上に、子供、保護者双方への支援が必要であることから、複数の関係機関との連携が必要です。

学校等においても、校内に虐待対応担当教諭を置き、職員個々の意見や、子供や家庭に対する情報を取りまとめ、管理職に報告し、組織として判断、対応ができるシステムや体制づくりを構築することが大切です。

個々の教員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難です。このため、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要です。

一方の校長等管理職は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合は積極的にそれを受け止めるとともに、専門的な判断や対応が必要な場合があることから、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識し、以下の点に留意しながらその後の対応を進めてください。

児童虐待は、問題の複雑さゆえに、1人の力やひとつの機関では解決できないことが多いものです。また、1人で抱え込むことによって、介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、問題を更に複雑・深刻化させてしまうこともあります。多面的な視点を持ち、役割分担によるストレスの軽減を図るためにも組織での対応、校内連携が重要です。

(1) チームとしての対応

通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、虐待対応担当教諭を中心とした関係教職員によるチームとしての対応とすることが大切です。

また、虐待事案は、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また、長期化するものも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

管理職は個々の教員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

この場合、必要に応じて学校医や学校歯科医に助言や協力を求めることも有用です。

(2) 早期対応

「疑い」の段階からの早期対応が重要です。特に、①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合、②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合、③性的虐待が疑われる場合、④本人が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）はすぐに一時保護する必要性が高いと考えられ、児童相談所等に速やかに通告します。児童相談所等は重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとりたいと考えており、幼児児童生徒が在校・在園している時間帯での対応が重要となるからです。

4 正確な記録の重要性

虐待の疑いのある子供を発見した時は、疑いを持った時から記録を残すことが大切です。

子供のケガやあざは、日数が経てば状況が変化してしまい、虐待を疑う根拠が消えてしまうことがあります。また、子供や保護者の状況も記録に残しておかないと、時期や状況が曖昧になってしまいます。

さらに、虐待の対応は、多くの機関がかかわり、長期に及ぶことが多いため人事異動などで担当者が変わっても、関係機関への連絡や後任への引き継ぎ等必要な情報が確実に伝わっていくように、事実か伝聞かの区別を明確にした憶測を交えない正確な記録を残す必要があります。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱われることになります。当該記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、あるいは、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示決定とすることを検討する必要があります。

5 子供からの聞き取り

虐待された子供から聞き取ることが、子供にとってマイナスになるのではないかと心配は誤りです。

適切な方法による聞き取りは、子供のエンパワメントにつながり保護につながります。ただし、子供は自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では、「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなにつらくても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安をもっていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどがあり、幼児児童生徒の言葉だけで判断しないよう留意する必要があります。

また、知的障害や発達障害のある子供については、障害の特性から、自分のされていることが虐待と認識できなかつたり、諦めたりしてしまっている場合があるため、周囲がより積極的に介入する必要があります。

なお、聞き出した発言そのものやその際の表情・態度をそのまま記録しておく、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。ただし、虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応したほうが望ましく、学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよいと考えられます。

子供からの聞き取りのポイント

- ① 原則として、あらかじめ、関係者で十分な検討をしておく。
- ② 子供がリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- ③ 聞き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- ④ 無理をしない。詰問調にならないようにする。
- ⑤ 子供の言葉に共感し、受容的に受け止める。
- ⑥ 親、家族のことを、ことさらに責めない。
- ⑦ 子供が安心できる話し方、質問方法を心がける。
- ⑧ 「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避ける。
- ⑨ ひどい状況を聞いても驚かず、動揺を見せない。
- ⑩ 聞き取りの回数は、できる限り少なくする。

※その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などと、オープンクエスチョン形式で尋ねることが適切です。また、幼児の話を聞くときなど、子供の言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮も有効でしょう。

※オープンクエスチョン形式・・・「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

6 親との面談・家庭訪問

【目的】○虐待事実・家庭状況や親の子育て観等の確認

○親との信頼関係の構築（日常からの親との関係が重要）

幼児児童生徒の負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避けてください。そして、虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けてください。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、子供にさらなる危害が加えられるおそれもあるからです。外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子供の説明と異なるなどの場合は虐待が疑われるため通告することが必要です。

親との面談・家庭訪問のポイント

- ① 校内の虐待対応組織（サポートチーム）等で、事前に十分な検討をする。
- ② 訪問や面接は、できるだけ複数で行う。
- ③ 訪問拒否的態度をとる親には無理をしない。
- ④ 矛盾する話をする親を追求する態度をとらない。
- ⑤ 共感的態度で親の指導批判はせず、虐待だけを話題にしない。
- ⑥ 面談・家庭訪問は、終了後、その状況を速やかに記録すること。
- ⑦ 性的虐待の疑いのある時は、面談・家庭訪問はしない。
- ⑧ 障害のある子供を持つ保護者へは、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえて対応すること。

（※P 15 （参考資料）「障害のある子供について」参照）

障害のある子供について

障害のある子供の障害の状態、発達の段階や特性は一人一人異なりますので、本人の実態に応じた適切な対応をしていくことが重要ですが、一方で障害のある子供への対応は工夫や配慮が必要であるため、保護者の心理的不安やプレッシャーから虐待のリスクが生じることがあります。

保健福祉部局等と連携して、子供の実態を適切に把握し、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえて、養育や子育て支援を行うことが大切です。

1. 保護者自身の気持ちに寄り添う

我が子に障害があると知った時、保護者はショック、否認や悲しみ、怒りなどの感情が揺れ動き、個人差はありますが、時間をかけて少しずつ障害を受け入れていくと言われていきます。

また、子供の特性から生じる行動に対してどのように対応してよいのか分からないため、精神的にストレスを抱えたり、自分自身の子育てを責めたりして、不適切な養育につながることも考えられます。

保護者の気持ちに寄り添い、一緒に考えていく信頼関係づくりを進めていきましょう。

2. 具体的な対応方法を保護者と一緒に考える

子供が衝動的な行動を起こしやすい、予定が変わるとパニックを起こす、コミュニケーションが取れない等の状況に対して、保護者は「しつけ」と称した不適切な関わりや本人の存在を否定する言動、養育の放棄等を行ってしまうことも考えられます。

なぜ子供がそのような行動をするのかといった理由や背景を理解し、どのように対応するとよいのか、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、保護者と一緒に考えることが大切です。また、子供の長所や得意なことなどを共有していくことも大切です。

保護者の意見を傾聴しつつ、関係者や関係機関と連携して、保護者が孤立しないように配慮していきましょう。

3. 相談支援ネットワークを広げる

子供本人や保護者の安心につながるよう、生活や将来の見通しを持つことも大切です。学校として、医療、保健、福祉などの関係機関との切れ目ない支援体制づくりを進めるとともに、日頃から情報共有を行い、必要に応じて機動的に動けるようにしましょう。

IV 通告

1 虐待の証明はしなくてよい

虐待かどうかを判断するのは、学校など通告する側ではなく、通告を受けた児童相談所や市町村などの役割になります。法は、虐待を受けたと「思われる」場合でも、通告するよう求めています。

「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告することが重要です。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されません。また、同法第6条第3項の規定により、法令上の守秘義務違反に問われることもありません。さらに、通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）。

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

1. 確証がなくても通告すること（児童虐待防止法第6条第1項）
（誤りであったとしても責任は問われない）
 2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
 3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
 4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）
- ※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。
- ※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

2 通告とは

虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない。」と規定しています。

通告する際、まずは口頭（電話）で構いませんので、以下のような情報を伝えるようにしてください。正確に伝えたいときは様式1（P23）にあるような文書を用いて通告することもよいでしょう。また、学校として通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録しておく、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に協力することができます。

通告する内容

- ・子供・保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
- ・外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明（あれば）
- ・出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）

「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受けますが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、通告をためらうことのないようにしなければなりません。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

＊（通告を受理する機関が作成する受付票及び通告書参照 P 24、25）

3 通告者

虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見の責務について、教職員等の個人だけでなく保育所や学校などの組織（団体）も負うことが明確に規定されています。子供の保護や自立支援等、通告後も継続する場合があることを考えると、組織対応が重要であることから、早い段階から組織に乗せ、管理職が通告することが望ましいですが、子供の安全確保に緊急を要する場合などは、教職員個人でも、直ちに通告する必要があります。

この場合、誰が通告したかについて、通告を受けた児童相談所や市町村等又は職員、仲介をした児童委員は、通告者を特定させるものを漏らしてはならないと定められているので、安心して通告してください。

（※通告元、通告の事実の告知について）

児童虐待防止法第7条において、児童相談所等が通告を受けた場合、通告した者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されており、通告の情報元は秘匿とされなければなりません。ただし、通告元となることの多い学校が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、児童相談所等の関係機関と事前に協議を行うことが重要です。保育所・学校等は、子供の安全を最優先に考え、保護者の状態も踏まえて対応してください。

4 通告先

【緊急的な支援を要する場合】

児童相談所

以下の①～④の場合は、児童相談所に通告するようにして下さい。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

一時保護や施設への入所措置の権限、子供の安全が確認できないときなどには、立入調査を行う権限もあります。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告します。

警 察

緊急性が高い場合、児童相談所へ通告とともに、以下の①～④の場合は、警察にも通報するようにして下さい。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子供の生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝えるようにしてください。その際も様式1（P 2 3）を活用してください。また、通報後の警察活動に協力するようにしてください。

なお、迅速な組織的対応を図るため、学校・教育委員会と警察との間における虐待に関する担当窓口や連絡等の在り方について事前に確認しておいてください。

【「緊急的な支援を要する場合」に該当しないが、虐待が疑われる場合】

市 町 村

緊急性が低く、上記①～④以外の場合は、市町村（虐待対応担当課）に通告しましょう。どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。

なお、過去に市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が関わったことのある継続的なケースは、ほとんどが要保護児童対策地域協議会に台帳登録されており、その台帳に記されている主担当の機関に連絡することとなります。地域のネットワークで、関係機関と連携を図りながら在宅のまま、子供や家庭に対する支援を行う場合には市町村へ通告します。

そ の 他

健康福祉センター・・・福祉事務所の役割
児童委員・・・・・・・・通告の仲介役

5 関係機関の役割

学校においては、関係機関と次のような役割分担のもとで、それぞれの責務を最大限果たしながら、有機的に対応することを念頭に自分の役割を果たしていくことが重要です。

児童相談所	市町村（虐待対応担当課）
児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。	児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。

警察

110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

6 教育委員会等の役割

(1) 恒常的な取組

教育委員会等設置者は学校と同様に自ら虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応に当たって、以下のような役割を果たしていくことが求められます。

関係機関との連携の強化等のための体制整備

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた子供の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会（要対協）に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

さらに、虐待問題に関わる法律問題について弁護士等の専門家にいつでも相談できるよう、体制を整えておくこと。

研修の充実

学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応等虐待の防止に寄与するとともに虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。特に、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修の受講を勧奨すること。なお、研修は私立学校の教職員等も対象に実施することが望ましいこと。また、児童相談所の職員を講師に招いた研修の実施や、校長等管理職に対する実践的な研修の充実を図ること。

○子どもの虹情報研修センター主催『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

○独立行政法人教職員支援機構『健康教育指導者養成研修』

『教育相談指導者養成研修』

相談体制の充実・広報・啓発活動

虐待問題も含めて、子供が悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、電話や SNS 等による相談体制を充実するとともに、その連絡先について周知すること。

また、虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。その際、例えば、次のようなリーフレット等の活用が望まれること。

○24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html

○厚生労働省「子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～」

<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

○法務省「子どもの人権ＳＯＳミニレター」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

虐待予防等に関する調査研究、検証

虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

虐待を受けた幼児児童生徒に対する必要な措置

虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じること。

(2) 事案への対応

これら日常的な対応のほか、学校から児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に対して虐待と疑われる事案の通告があった場合、当該事案のその後の経過について学校と共有しておくことが重要です。

保護者から教育委員会等設置者に問い合わせや相談をしてくることもありますし、学校だけで対応できない事案については児童相談所や市町村（虐待対応担当課）と教育委員会等設置者が連携して対応する必要があるからです。

また、要保護児童対策地域協議会への参画や学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応することも重要な役割です。その際、市町村の虐待対応担当課との連携は欠かせません。

さらに、学校だけでなく教育委員会等設置者においても、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応することが必要です。また、虐待対応に当たって学校や教育委員会が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。

(3) その他の取り組み

スクールロイヤー活用事業

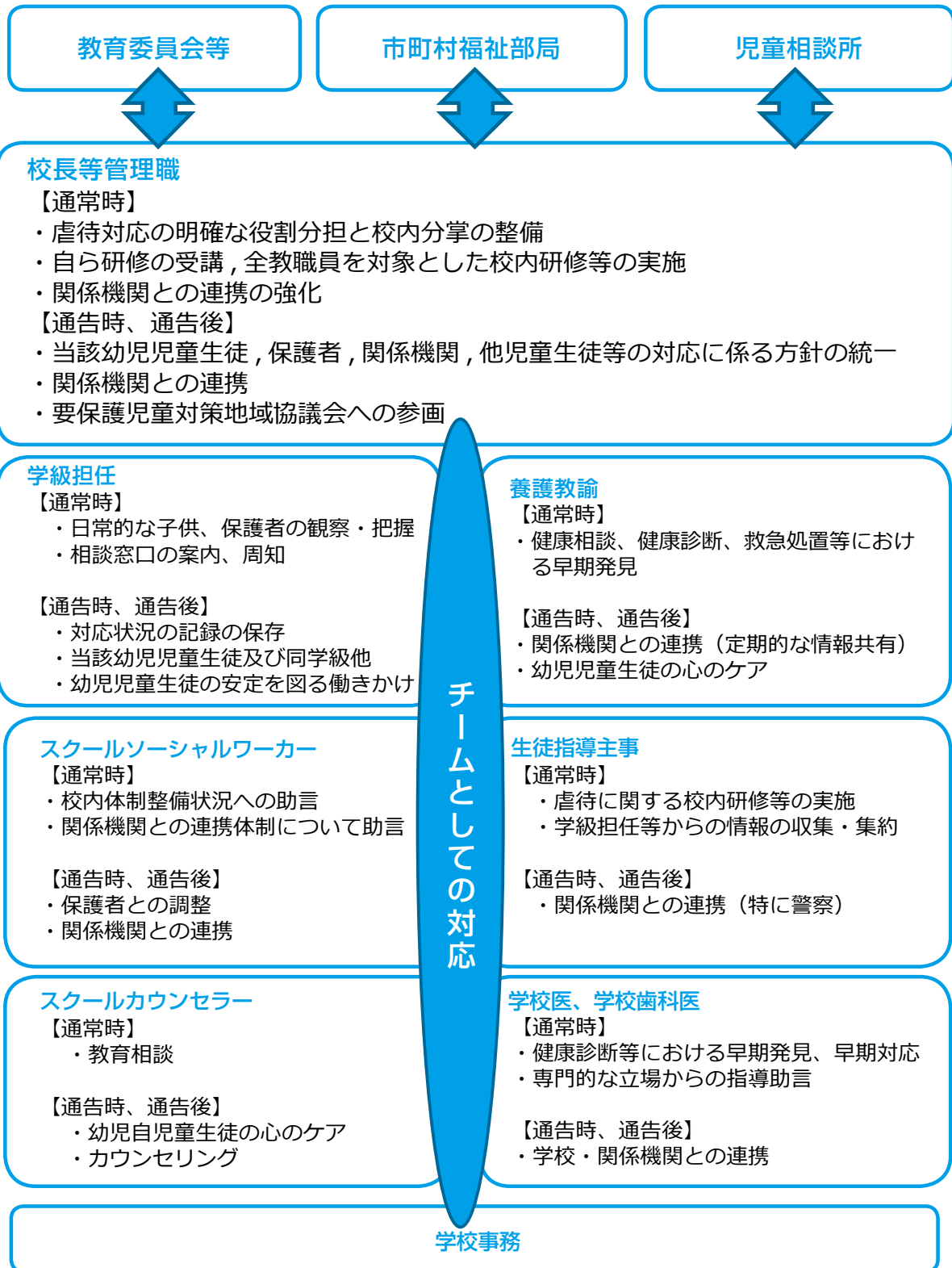
スクールロイヤーは、千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士であり、児童虐待、いじめ、部活動でのトラブル等、児童生徒を取り巻く問題について、法的側面から学校に助言をします。弁護士に電話あるいは対面で直接相談できるほか、弁護士を講師として研修を行うこともできます。

教職員のための児童虐待対応リーフレット

千葉県教育委員会では、教職員が速やかに児童虐待へ対応できるように啓発リーフレットを作成し、配付しています。児童虐待の早期発見、早期対応、速やかな通告につなげるため、教職員一人一人が手元に置いて活用してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/documents/kyuousyokuinri-huretto.pdf>

児童虐待への対応における役割



文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』より

7 通告は、はじまりにすぎない

通告した後、施設入所や里親委託で、保護者から分離される子供は、僅かです。

一時保護になった児童も、児童相談所により家庭で安全に生活できると判断された場合は、家庭に戻ります。

学校は、引続き子供への就学に関わるとともに、児童虐待への支援も実施していくことになります。

特に、児童相談所が遠隔地の場合は、日常的に子供や家庭に接触が可能な学校等に、日々の細かな援助と、緊急な場合の通告を期待し、その役割を求めてくることになります。

通告後教育委員会等設置者への連絡をしましょう。

(1) 教育委員会等への連絡

必ず通告後速やかに設置者の教育委員会等にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡しましょう。その際、通告の際送付した文書（P 23 様式1）の写しを活用することも考えられます。

対応に当たって、児童相談所は基本的に学校と直接連絡をとるため、それら関係機関とのその後のやり取りについても教育委員会等に報告しておくことが重要です。保護者が学校だけでなく教育委員会等にも問い合わせや相談をしてくることもあるからです。

一方、通告後に保護者が「学校が児童相談所に言いつけた」と言ってくることもあり、事前に保護者対応について通告先と相談しておくとともに、予め保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察等に連絡しておくといでしょう。そのような場合には、通告したことなどを保護者に伝えず、毅然と対応することが重要です。

虐待と思われる事案の記録

立

学校

記録日	令和 年 月 日		
子供	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女	
	住所		
	就学状況	立 学校 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態 具体的に→	
	学校での様子		
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
虐待と思われる内容	・ 誰から、いつから、頻度、どのような ・ 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・ 本人の説明		
家庭の状況	・ きょうだいの状況（学校、学年組、年齢 等） ・ 同居家族の状況		
通告先（児童相談所か市町村）	・ 通告日、通告先、担当者 ・ 指示助言内容など		
その他の通報先（警察、教育委員会等）	・ 通報日、通報先、担当者 ・ 指導助言内容など		

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

児 童 通 告 書				
年 月 日				
様				
所属機関 職・氏名				
児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。				
子 ど も	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
	所属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現住所			
	本籍 (国籍)			
保 護 者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
	職業		子どもとの続柄	
	現住所			
通告理由				
備考				
担当者 				

※ 不明な部分については記載不要

『千葉県子ども虐待対応マニュアル』より

子ども虐待相談・通告受付票

受付番号	—
受付日	年 月 日

通告形態	電話 文書 来所(同伴者:無・有)				受付者	
子ども	ふりがな 氏名	(男・女)		生年月日	年 月 日生 (歳 ヶ月)	
	住所					
	就学状況	学校 年 組〔担任 〕 保育所・幼稚園				
虐待の 状況 内容	●いつ頃から					
	●どこで ●誰が(主な虐待者)					
	●何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)					
	●どのくらいの頻度で(ほぼ毎日・週 回程度・月 回程度)					
	●具体的な内容					
情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から					
児童及び家族の状況(予備調査を含めて確認)						
住所	転入日 年 月 日					
本籍地						
住居状態	独立家屋 集合住宅(階)				連絡先	
家族構成 (同居人 含む)	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・就学状況	
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など					
関わりのある機関	福祉事務所:(生保受給・その他手当等)、民生・児童委員、主任児童委員、 保健センター(検診受診歴等) 病院()、警察、児童相談所(一時保護歴・施設入所歴・指導中他) その他()					
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など					
通告者 通告機関 等	氏名・機関名					
	住所					
	連絡先	☎ (担当)				
	通告目的	一時保護 ・ 調査(子どもの安全確認) ・ 相談 ・ 情報提供				
	調査協力 等	調査協力(了・否) 当課からの連絡(了・否) 通告者を虐待者に明かすこと(了・否) 通告を知らせている人(無・有:虐待者・子ども・その他)				
緊急受理会議 (実施日 月 日)						
備考	確認済事項(住民票・乳幼児検診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況)					

8 性的虐待について

児童虐待の種類のうち、性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要ですが、養護教諭をはじめとする教職員にあっては、予め以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

(1) 性的虐待の特徴

ア 発見が難しい

性的虐待は他の虐待と比べて外見的な証拠が見つかることが少ない上、子供自身もその事実を否認するなど、客観的に捉えることができない事例もあり、発見が非常に難しいです。性的虐待が実際に見つかるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子供の性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、子供が信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多いです。

イ 対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

(2) 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子供に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子供を守れる保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

(3) 性的虐待への対応

性的虐待は、上記にあるように発見が困難なうえに客観的証拠に乏しく、子供の心身に生涯にわたって深刻なダメージを与えます。

そのため、性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等管理職に報告し、学校として情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告することが重要です。子供から正確な被害を聞き取ることは児童相談所が中心となって行いますので、学校は児童相談所に対して子供への対応の留意点等を確認するとよいでしょう。

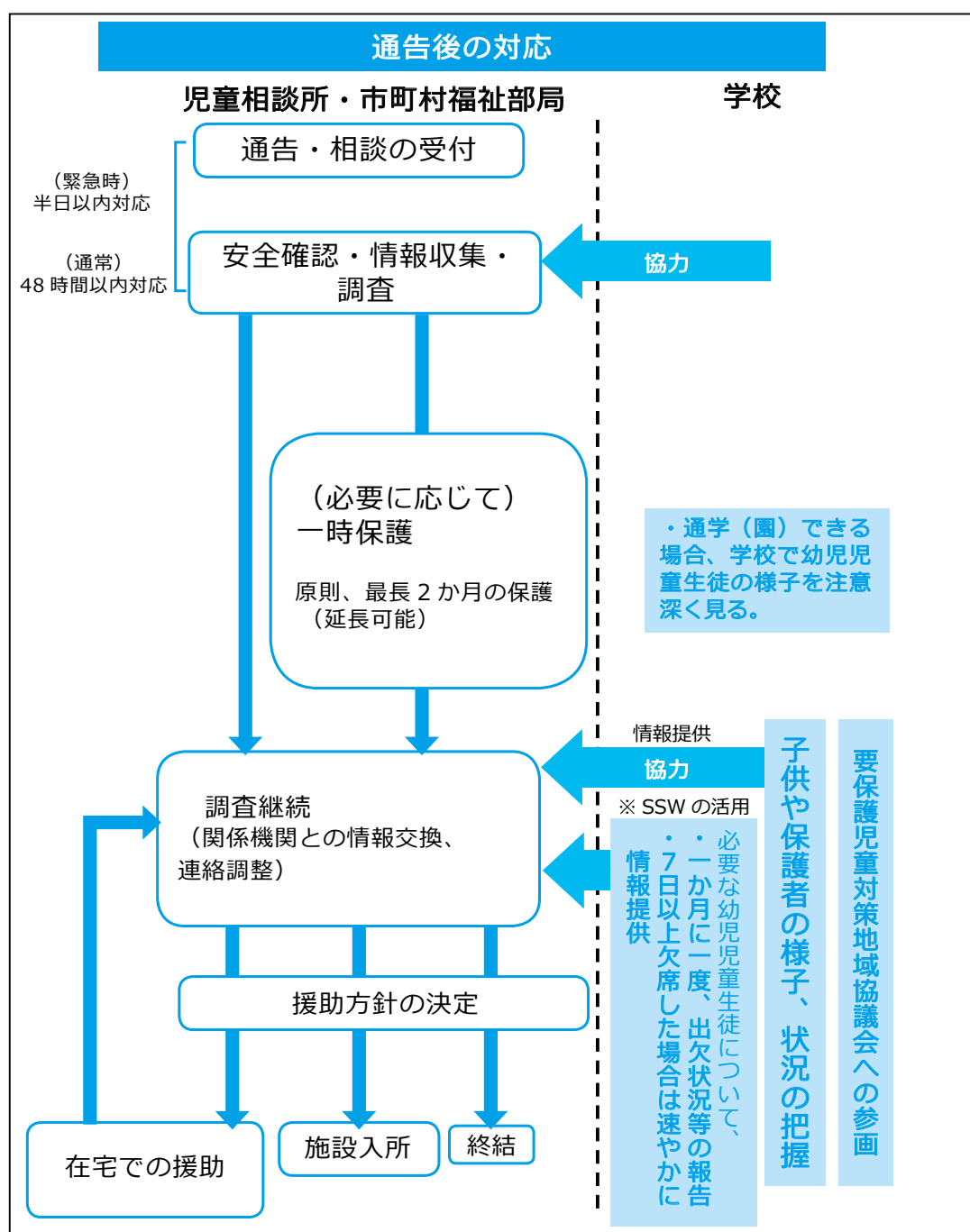
障害や発達の特性のある幼児児童生徒については、当事者が性的虐待と認識できなかったり、言語能力に課題があり周囲に伝えることが困難であったりすることなどから、把握が難しいと考えられます。速やかに関係する専門機関と連携を取り合い協議することが大切です。

文部科学省 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）等を基に作成

V 通告後の対応

通告を受けた後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースについては、児童相談所等が保護者への援助方針を立て、それに基づき、電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うことになります。その過程の中で、幼児児童生徒が在宅のままではソーシャルワークを安全・確実に進めることができない場合は、児童相談所が「一時保護」「施設入所」などの措置を執ります。

これら通告後の流れは概ね図のようになりますが、一連の流れの中で児童相談所や市町村（虐待対応担当課）等から学校への個別の協力要請がくることがもあります。それぞれの段階での学校の留意事項は以下のとおりです。



文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』より

1 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子供の安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子供の安全確認については、児童相談所は通告から48時間以内に行わなければなりません。特に、重大な事案で速やかに子供の保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとりたいと考えています。

児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。

2 「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子供の安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子供の安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、当該幼児児童生徒は児童相談所の一時保護所などに一時的に保護されます。子供の安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもあります。

保護の期間は原則として2か月以内ですが、延長されることもあります。

（1）学校に通学・通園できない場合

一時保護期間の子供の安全を確保するため、幼児児童生徒を学校に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等で保護することがあります。これらの一時保護所等において、退職教員等の学習指導協力員の配置や、一定の学習時間の確保等が行われていることもありますが、このような体制が十分にとられていない場合には、保護期間中の幼児児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます。（「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月31日初等中等教育局長通知）参照。なお、同通知において一時保護が行われている児童生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかったりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当と示している。）

（2）一時保護所から通学・通園する場合

保護者が子供を連れ戻すおそれがないなど、一定の安全が確保される場合は、一時保護所から幼児児童生徒が従来の学校に通学・通園することもあります。一時保護されている間、子供たちは今後どのような状況に置かれるのか不安になったり、心細くなっていることが多いので、適切に声掛け等を行う必要があります。幼児児童生徒の様子で気になることがあれば、児童相談所に相談してください。

3 「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応

(1) 一時保護解除後の対応

一時保護が解除され、通学（園）できていなかった幼児児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子供の状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。

また、安心して学校環境に戻れるよう、クラスメートに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。そして、一時保護解除後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

(2) 「在宅での支援」時の対応

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、「在宅での支援」がとられることがあります。児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースのほとんどがこの「在宅での支援」に当たると言われています。また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に「在宅での支援」がとられます。

在宅での支援を受けている間も、学校は当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

一方、保護者が、児童相談所からの要請にもかかわらず、児童相談所への来所を怠ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合があります。このような情報が学校にもたらされた場合、子供にとっての危機のサインと捉え、学校、教育委員会、児童相談所の間で子供から直接SOSを出せるような方法を確認しておくことが重要です。高校生に対しては、関係機関の連絡先を直接伝えておくことも有効です。

また、関係機関と共有している情報と違う状況（例えば、親族宅で生活しているはずが、自宅に戻っている等）が疑われる場合には、速やかに市町村、児童相談所等の関係機関に連絡する必要があります。児童相談所では、家庭復帰から少なくとも6か月程度はとりわけリスクが高まる期間と認識し、家庭訪問や通所等を通じて、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施することとしています。学校や教育委員会等でも、子供の見守りや情報提供を通じて、児童相談所の行う援助に、協力していくことが大切です。

(3) 出欠状況の把握、共有

平成31年3月に通知した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」においては、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったとしています。幼児児童生徒が長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその際の幼児児童生徒の様子等を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応することが重要です。

家族関係の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたりすることも珍しくないことから、学校でも子供や保護者について、異変がないか、チームで多面的に見守りつつ、要保護児童対策地域協議会に参画するなど学校として必要な支援・対応を行っていくことになります。

(4) 長期休業中、長期休業明けの対応

長期休業中は、子供が学校から離れ、長期間にわたり日常の見守りができなくなり、虐待のリスクも高まることから、現在も児童相談所で継続指導中の子供については、安全確認と関係機関との連携を徹底する必要があります。

安全確認については、見守りを担任一人に任せるのではなく、学校全体で情報共有に努め、長期休業明けの出欠状況を把握するとともに、登校日や部活動等において、随時、様子等を観察することが大切です。特に、始業式、入学式での出欠状況の把握は重要です。そのため、児童相談所で継続指導中の子供について、次の場合は、市町村や児童相談所等の関係機関へ速やかに情報共有を行い、連携して対応してください。

ア 始業式、入学式、長期休業明けに登校しない場合

イ 保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合

ウ 部活動等において、不自然な外傷があるなど、状況の変化等を把握した場合

4 「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となります。転校する場合はP35の対応に基づいて、学校間で必要な情報共有を行ってください。

基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等に入所または里親家庭に委託することになりますが、保護者の意に反して施設入所・里親委託になることもあります。そのような場合の幼児児童生徒や保護者への対応の方法については、児童相談所とよく相談してください。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学（園）を継続するに当たって配慮を要する事柄があります。児童相談所や委託を受けた里親とよく相談してください。なお、家庭養育を優先する取組が進められており、今後は各地で里親家庭に委託される子供が増えていくと考えられます。

5 要保護児童等への対応

(1) 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、要保護児童等（保護者のない子供又は保護者に監護させる上で支援が必要と考えられる子供。虐待を受けた子供に限られず、非行児童なども含まれる。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されています。協議会のメンバーは市町村児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などで構成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われるのが特徴です。

市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子供や家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子供の状況、課題等について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。

この台帳に登録された幼児児童生徒の在籍する学校関係者は、要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議への参加が求められることがあり、その際、学校関係

者は学校での幼児児童生徒の様子などを説明することとなります。この学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、その他構成員にとって重要な情報です。学校、教育委員会としての意見を積極的に述べ、他の関係機関と協力して支援に当たることが、ネットワークでの支援につながります。

なお、要保護児童対策地域協議会のメンバーには守秘義務が課されていることから、協議会において学校が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません（児童福祉法第25条の5）。

また組織形態は、以下のような3層構造に組織されているのが基本です。

- ・代表者会議（各機関の代表者 年1～2回）
- ・実務者会議（各機関の実務者 月1回、もしくは2～3か月に1回）
- ・個別支援会議（各機関の担当者 必要に応じて）

『千葉県子ども虐待対応マニュアル』より

（2）進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相談所が必要と認める幼児児童生徒について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、対象となる幼児児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です。

この個人情報の取扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護条例に、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられます。（「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」〔平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知〕）

ただし、定期的な情報提供の期日より前であっても、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象の幼児児童生徒から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に市町村（虐待対応担当課）等に情報提供又は通告をすることが必要です。

さらに、上記の対象となる幼児児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要です。この際、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所からさらなる状況確認を求められることがあります。

このようなことから、校長等管理職は、担任、虐待対応担当教諭、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童の情報を整理・共有しておくことが必要です。

VI 子供・保護者との関わり方、 転校・進学時の対応

1 虐待を受けた子供への関わり

虐待は、P 4 で示したように様々な影響を子供に及ぼします。また、子供によっては、家庭で食事が与えられず、学校の給食で命をつないでいたり、教職員を愛着の対象とし安心して学校生活を送れたことで、損なわれた心的発達が回復されたりすることがあります。他方、虐待の影響による様々な問題を示すことで、教職員から叱られたり、友達から疎まれたりする結果、周囲への不信をさらに強め、問題を悪化させる不幸なケースもあります。

虐待を受けた子供は大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子供の言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりすることが必要です。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするほか、以下の点に配慮しながら、対応していく必要があります。

- ①安心感・安全感が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。
- ②感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるように支援する。
- ③自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。
- ④子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

通告した後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）その他の関係機関が関与していたとしても、子供や家庭の状況は刻々と変化します。このため、一時保護解除後や在宅で支援を受けている場合は学校においても引き続き幼児児童生徒に不自然な変化がないかを注意深く見ていくことが重要です。

2 保護者への対応

（1）チームとしての対応

通告後は、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うことになります。しかしながら、一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしてくる場合があります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して

子供を一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

また、保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、学校や教育委員会等はそれらの情報について組織全体として保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要です。（「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）参照）

なお、児童虐待防止法第14条第2項において、虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、親権者であることを理由に免責されるものではないとしており、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。通告したことについて、保護者が名誉棄損だと主張してくる場合でも、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告はそれが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて、毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。（「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）参照）

なお、連携を円滑に行うために、関係機関（警察署生活安全課、児童相談所、市の虐待対応担当課等）と、それぞれの窓口担当者を事前に、確認しておくことが大切です。

警察への通報に際しては、事案の概要（威圧的な要求等が予想される理由・経緯等）、当該保護者に関連する通告の内容及び児童相談所等における対応状況等を明確に伝えるようにしてください。また、その後の対応について警察及び児童相談所等と緊密に協議してください。

さらに、学校や教育委員会等設置者に対して保護者が不満を持った結果、子供を学校に通学（園）させないという事案も発生しています。学齢児童生徒であれば、このような場合は就学義務違反に当たる可能性が高いことから、小学校・中学校等の校長は学校教育法施行令第20条に基づき、市町村の教育委員会に適切に通知するとともに、教育委員会は学校教育法施行令第21条に基づく出席の督促などを適正に行うことが必要です。

学校や教育委員会が保護者に対応した結果については、要保護児童対策地域協議会において事案の共有がなされ、今後の援助方針の見直し等に活用されることになります。

保護者の中には、攻撃的で執拗な態度をとったり、著しく依存的な関わりを要求したりする方もおり、対応に苦慮する場合があります。

学校は、治療専門機関でも、親の養育に判定を下す機関でもありません。学校に求められているのは、家庭を支える地域資源としての役割です。

（基本的対応）

- ① 行為を非難したり、一方的に指導したりしないで、話を聞く
- ② 保護者を支援する姿勢を示す
- ③ 子供の良い部分を伝える
- ④ 会う機会を増やし積極的に支える
- ⑤ 子供の行動を理解できるように援助する
- ⑥ 社会資源を積極的に活用させる

(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて

令和元年6月に成立した改正児童虐待防止法において、学校、教育委員会等の職員は、「児童虐待を受けたと思われる子供に関する秘密を漏らしてはならない」と守秘義務に関する内容が、明記されました。

また、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 文部科学省初等中等教育局長等通知）において、学校や教育委員会等の設置者は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合は、保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所と連携して対応することとされました。このため、教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒について通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないこととなっています。ただし、通告元となることの多い学校が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、児童相談所等の関係機関と事前に協議を行うことが重要です。保育所・学校等は、子供の安全を最優先に考え、保護者に対応してください。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱われることになります。当該記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて弁護士（スクールロイヤー）とも相談するようにしてください。

一方、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たりません（児童虐待防止法第6条第3項）。また、市町村や児童相談所から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるとされています（児童虐待防止法第13条の4）が、これも守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

さらに、要保護児童対策地域協議会において学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反には当たらないと解されます。

(参 考)

◆「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止）第5条第3項」

「(学校、教職員、教育委員会等は、) 正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。」

◆「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 文部科学省初等中等教育局長等通知）

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

「学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。」

※公立学校の教職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならないこととなっています（守秘義務）。私立学校についても就業規則などで同様の守秘義務が課されていることが一般的です。

3 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証から明らかになっています。

また、転居をしなくても、現在の学校の対応への不満などから、保護者から区域外就学や城内での就学校の指定変更の申立てがなされる場合も考えられます。この点、教育委員会においては、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童の保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報を共有することが必要です。その上で、必要に応じて対応を相談することが望まれます。

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）においても、要保護児童やその家庭が転居した場合、児童相談所同士、あるいは市町村（虐待対応担当課）同士で専門的な立場から引継ぎ（ケース移管）がなされ、転居後は転居先の関係機関によって必要な支援がなされることになっています。

しかしながら、実際には、児童相談所等の中での引継ぎが不十分であったことから、家庭との関わりが希薄となり、個々の適切な援助がなされず、虐待が再発して死亡等の重大な事態に至ってしまった事例が少なくありません。

したがって、要保護児童が転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です。

なお、幼稚園においては、転園先が保育所又は認定こども園であっても指導要録、健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどの送付が必要であることから、必要な情報が引き継がれるようにすることが大切です。

また、引き継がれた学校等においても、転出元・進学元の学校等に対し、必要に応じて虐待に関する情報を求める姿勢が大切です。それらの情報については、個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に共有するとともに、市町村（虐待対応担当課）や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

学校間の文書（電磁的記録も含む）の提供について、本人や保護者の同意を得ずに第三者に提供していると保護者が主張する事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報、虐待を防止し幼児児童生徒の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子供本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

VII 教職員のメンタルケア

ただでさえストレスがたまりやすい現代社会、教師は其中でも過剰なストレスにさらされることの多い仕事なのです。心の不調は誰にでも起こり得ます。決して恥ずかしいことではありません。何か変だと思ったら、こじれないうちに早めの治療や相談を心がけましょう。

1 起こりがちなこと

(1) 代理受

話を聞くことで、まるで自分が虐待を受けた感じになり、恐怖感や怒りを覚え、自分が傷ついてしまうことで、誰にでも起こりうる現象です。

(2) 逆転移

被虐待児は教職員に対して、好意的又は否定的な感情を向けてきますが、その逆に教職員側が必要以上に同情的になったり、嫌悪感を抱いたりすることがあり、それは特別なことではありません。しかし、それを無自覚でいると、問題に巻き込まれたり本質を見失ったりするので注意が必要です。

(3) 燃え尽き・無力感

今まで一生懸命支援していたのに、突然意欲がなくなり無力感に襲われ周囲にイライラをぶついたり、ふさぎ込むこと。支援が思うように進まなかったり、仕事への幻滅や失望を味わう経験が続くと起こりやすいようです。

2 うつ病

うつ病の症状・・・いくつか当てはまるようなら、早めに受診して下さい。

- ① 抑うつ気分
- ② ほとんどすべての活動における興味、喜びの著しい減退
- ③ 著しい体重減少、あるいは体重増加／食欲の減退又は増加
- ④ 不眠又は睡眠過多
- ⑤ 精神運動性の焦燥または制止
- ⑥ 易疲労性または気力の減退
- ⑦ 無価値観、または過剰であるか不適切な罪悪感
- ⑧ 思考力・集中力の減退、または決断困難
- ⑨ 死についての反復思考、反復的な自殺念慮、自殺企図

3 セルフケア

(1) 話し合える仲間を持つ

管理職への報告・支援検討会等での発言・勉強や研修も効果がある。

(2) 他で発散する

休日又は帰宅したら、そのことは考えない。カラオケや運動で発散する。

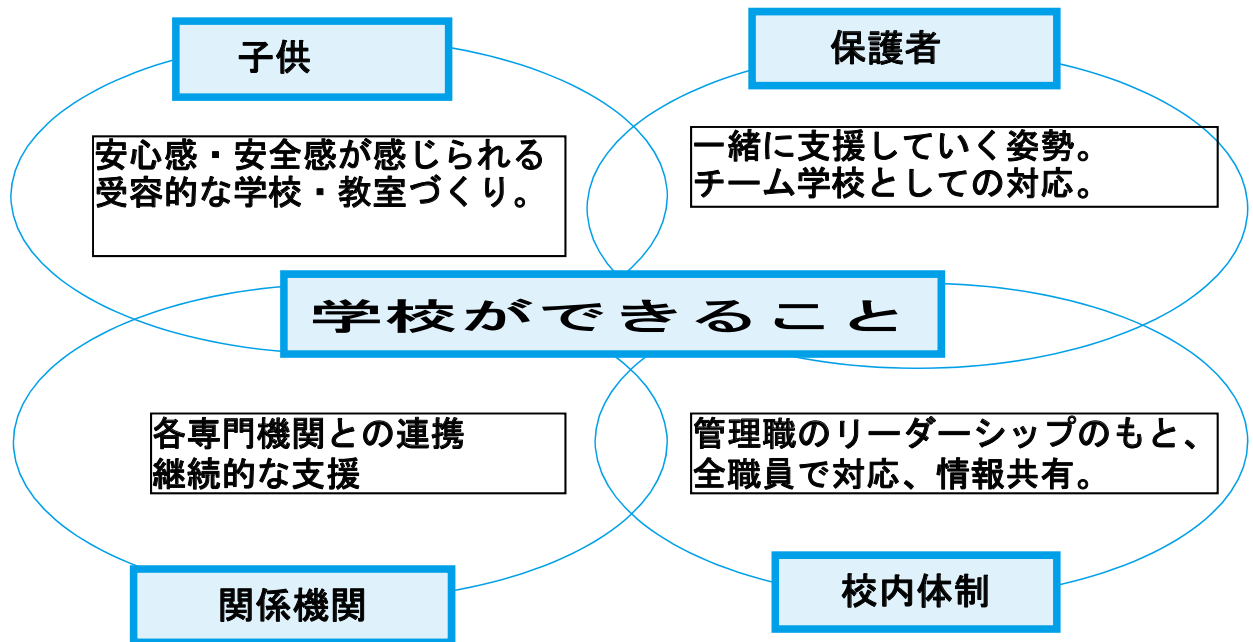
(3) 一歩引く

共感しつつも距離感を保つ・抱え込まない・他人（他機関等）に頼る。

VIII おわりに

児童虐待への対応は、教職員一人一人が本手引きに記されている学校・教職員の役割を理解し、適切に対応することが重要です。そして、適切な対応が、結果として、子供たち、保護者、教職員、学校を守ることにつながります。

各学校において、本手引きをもとに児童虐待防止に関する意識啓発・対応力向上を図っていただければと思います。



【参考資料】

1 各関係機関の機能と役割

(1) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定により設置され、全ての児童が心身ともに健やかに育てられるという主旨のもと、18歳未満の児童の福祉に関する相談に応じています。

児童相談所には、相談機能、一時保護機能、措置機能、市町村援助機能の4つの機能があります。千葉県内には、中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所、銚子児童相談所、東上総児童相談所、君津児童相談所、千葉市児童相談所の7つの児童相談所があります。

【 4 大 機 能 】

相 談

養護相談

虐待や子供を育てられない等

保健相談

病気や精神疾患等

障害相談

心身の障害、発達障害等

非行相談

触法行為、ぐ犯行為等

育成相談

性格行動上の問題、不登校、しつけ等

そ の 他

一 時 保 護

必要に応じて子供を一時保護

措 置

調査・診断による援助方針の決定
里親委託や施設入所（親子分離援助）

市 町 村 援 助

個別事例への専門的・技術的支援
ネットワークへの参画とバックアップ、市町村相互の連絡調整・情報提供等

【千葉県内の児童相談所】

◆中央児童相談所（043-253-4101）

成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

◆市川児童相談所（047-370-1077）

市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市

◆柏児童相談所（04-7131-7175）

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

◆銚子児童相談所（0479-23-0076）

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

◆東上総児童相談所（0475-27-1733）

茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

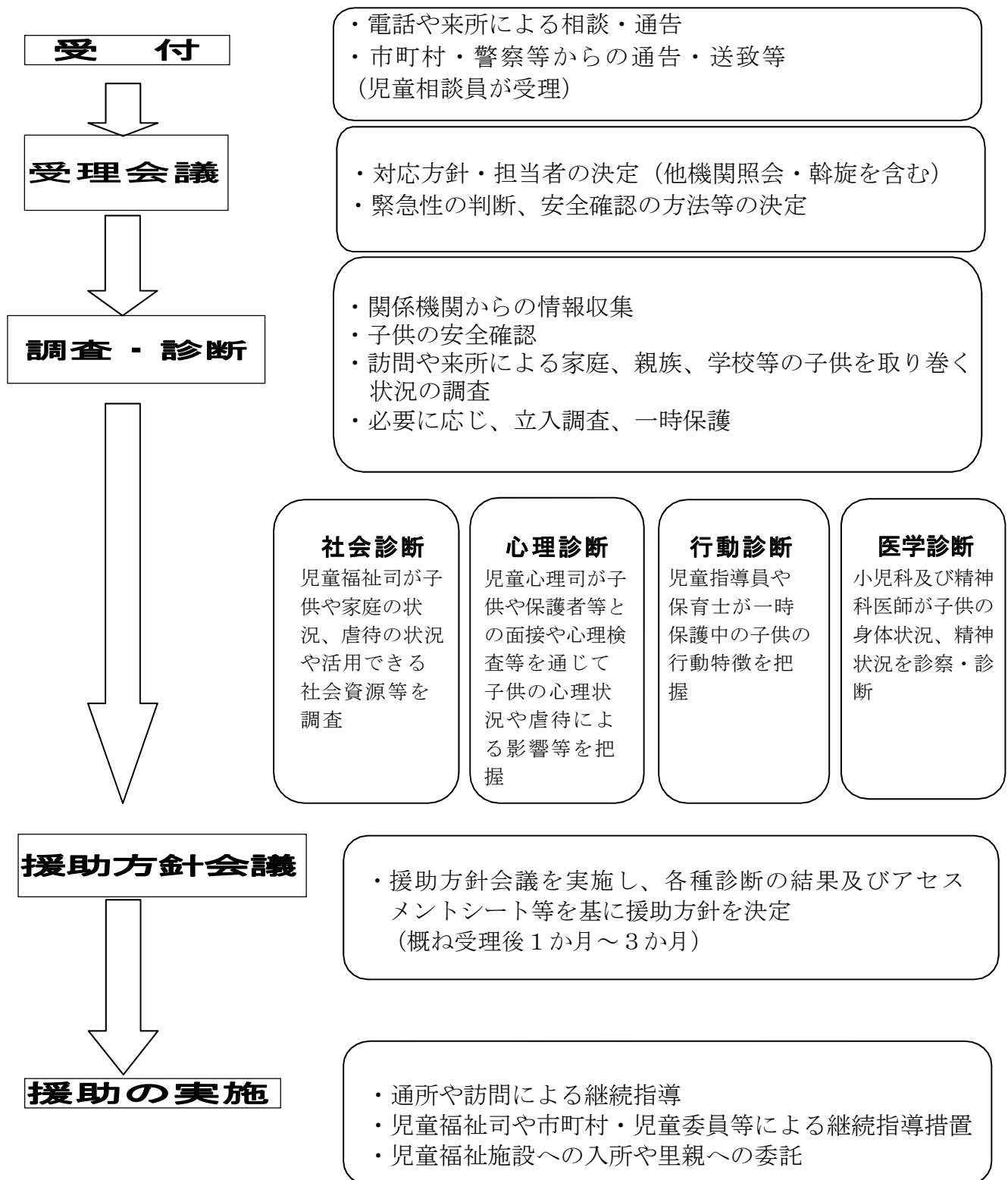
◆君津児童相談所（0439-55-3100）

館山市、鴨川市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町

◆千葉市児童相談所（043-277-8880）

千葉市

児童相談所での児童虐待相談の流れ



(2) 市町村

市町村は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口であり、子供虐待対応ネットワークの中核として、運営や総合的なケース進行管理等の役割が期待されています。平成17年4月から、児童虐待の通告受理機関となりました。

【子供や家庭に対する主な部署】

児童福祉主管課（家庭児童相談室）

保育所や放課後児童クラブへの入所手続き、児童手当、母子家庭等の手当の申請窓口

福祉サービスや子育て支援サービスを活用し、虐待防止と自立支援を行う

母子保健主管課（保健センター）

妊産婦・新生児に関する様々な相談・訪問指導、乳幼児健康診査・子育てに関する教室等の実施。保健師は看護師資格も併せ持つ保健医療の専門職で区域を担当して活動

母子保健活動を通じて虐待の未然防止や専門性や訪問機能を生かし継続的支援

福祉事務所

生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域の福祉を図るための機関

生活保護、各種福祉手当、制度の窓口、母子生活支援施設や助産施設への入所決定権を持つ

教育委員会

（各市町村教育委員会）

【市町村の育児支援事業の例】

乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

(3) 健康福祉センター

保健所と福祉事務所から成り立っている。福祉事務所として健康福祉センターも、子供虐待の通告受理機関。

【子供や家庭に対する主な部署】

長期療養児等健康相談

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期の療養を必要とする児童等及びその家族について、保健師や医師が相談を受け付ける。

女性の健康相談

女性が、身体的・精神的な悩みや不安を気軽に相談できる医師による健康相談窓口

療育相談

障害のある児童の審査を行い、又は療育に関する相談受理

DV相談(配偶者暴力支援センター)

専門相談員や婦人相談員がDV被害者等の相談受理
必要に応じ女性サポートセンターへの一時保護や裁判所への書類提出等の支援を実施

精神保健福祉相談

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が心の健康や精神科疾患に関する相談受理
必要に応じ訪問相談も実施

家庭児童相談室(福祉事務所)

社会福祉主事や家庭相談員が子供や家庭に関する各種相談を受理

(4) 警察

警察は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たること」を任務としています。家庭内であっても、身体的虐待は「傷害罪」や「暴行罪」、性的虐待は「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」等、その生存に必要な保護をしないネグレクトは「保護責任者遺棄罪」という犯罪として、警察による捜査の対象となることがあります。

また、警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のために関係者に必要な警告を発したり、その行為を制止することができ、被害者を救助するため、やむを得ないときは建物等に立ち入る権限を持っています。さらに、子供の家出、徘徊や迷子、万引き等の非行からも、虐待を発見する場合があります。虐待をはじめ、子供や教職員の安全の確保のために、日頃から警察との連携を図っていく必要があります。

(5) 民生委員、児童委員、主任児童委員

家庭に最も近い存在であり、子供や家庭の見守りや、保護者の身近な相談者等として、また福祉手続きの支援においても重要な役割を期待されている民生委員、児童委員、主任児童委員等とも連携を図っていく必要があります。

(6) 里親、児童福祉施設等

里親に委託され、または児童福祉施設等に入所して通園・通学している場合はもちろん、異動先での支援が円滑に実施されるため、あるいは退所後に家庭に戻ってくることを前提に、継続的に連携を図っていくことが望まれます。

2 児童虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）

（１） DVとは

「ドメスティック・バイオレンス」（略してDV）とは、「親密な関係にある、又はあった配偶者や恋人から振るわれる暴力」という捉え方が一般的になっています。

身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。暴力は、繰り返され、だんだんエスカレートする傾向があります。

こうした暴力は被害が深刻であるにもかかわらず、これまで、家庭内の問題、夫婦間の問題と見過ごされてきましたが、どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となる行為です。このような状況を改善し、人権擁護と男女平等の実現を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。

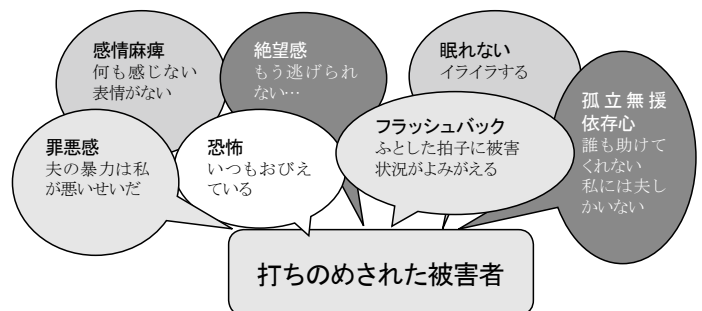
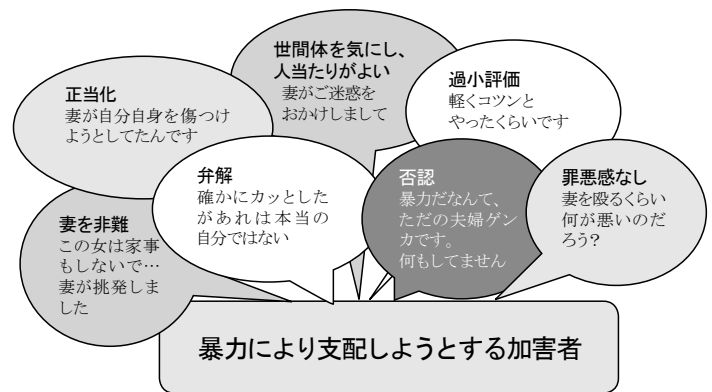
（２） 加害者と被害者の特徴

加害者

加害者は、収入や地位、職業、学歴に関係なく存在しています。

一見理知的に見える人でも、人当たりが良く誠実そうでも、家庭の中では信じられない暴力を振るっていることがあります。また、どこへ行くにも家族と一緒に、子煩悩な保護者に見えても、実際は単に配偶者や子の自由な行動を妨げ束縛しているだけの場合もあるのです。

このような加害者は、理屈っぽく、自己の暴力を否認し矮小化し、配偶者のせいだと責任転嫁しますが、配偶者や子が家を出ると不安になり、憤激し狂ったように執拗に探し回ります。



被害者

暴力を受け続けている被害者は、肉体的にも精神的にも深く傷つき、感情が麻痺したり、無力感、絶望感に打ちのめされています。

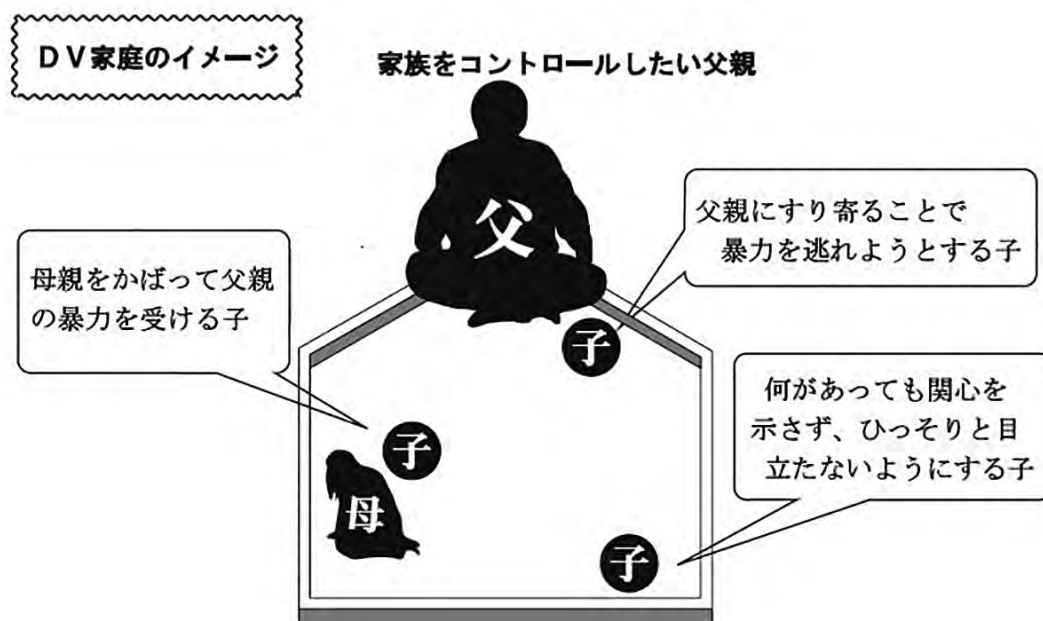
恐怖や世間体、あきらめや依存心・経済的な問題や子供には両親が揃っている方がよいといった思い等が、加害者から逃げることを妨げています。

(3) DV家庭における子供

改正後の児童虐待防止法では、「面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力）」も児童虐待であることが明記されました。

DVの起こっている家庭では、子供はDVの目撃者であるとともに、卷添えとなって暴力の被害者になったり、DVを受けたことにより、自尊感情の低下、無力感や絶望感、感情麻痺や体調不良となった親からの虐待など、安定した養育環境が維持できず、子供に様々な影響が生じる可能性が高いのです。

DVと児童虐待は密接な関係があると言われており、平成29年12月に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、DVのある家庭では、子供の2割も何らかの被害を受けているとの報告がなされています。DVが疑われる場合は、児童虐待についても注意して親と子供の支援につなげていけるように配慮する必要があります。



(4) DV保護命令発令時の学校の対応

① 保護命令

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第10条に規定された「配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときに被害者を保護するため、裁判所が出す命令（制度）です。違反した場合の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

保護命令には、

ア 申立人への接近禁止命令

6か月間、被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁じること。

イ 退去命令

2か月間、被害者と共に住んでいる住居から退去させ、当該住居の付近の徘徊を禁じること。

ウ 子への接近禁止命令

被害者がその未成年の子と同居しており、加害者がその子連れ戻すなど、子のために被害者と加害者が会うことを余儀なくされる事態を防止するため必要な場合は、裁判所は被害者の申し立てにより、子供についても、接近禁止命令を出すことができます。期間は、被害者の接近禁止命令の有効期間（6か月間）となります。なお、15歳以上の場合は、子本人の同意が必要です。

② 対応基本的心得

ア 保護者や警察との情報の共有

児童生徒への保護命令が発令された場合、警察から学校へ、協力要請と安全のための指導がなされるので、十分に協議しておきます。

また安全確保のために、保護者（保護命令の申立人）等から、追及者等の動向に関する必要な情報を入手できる体制を整えておく必要があります。

イ 警察との連携強化

加害・不当要求が予想される追及事案については、警察との事前協議を徹底し、事案発生時の措置、対応について十分に協議しておくと共に迅速な支援が得られるよう日頃から十分な意思疎通を図っておく必要があります。

ウ 一貫性のある対応

電話・来所対応に当たっては、方針を明確にし、一貫性のある対応により、言葉尻を取られないようにします。追及者に少しでも期待を持たせるような曖昧な言動は絶対にしないようにします。

エ 訓練の実施

事案に対する的確な対応は、日頃の研修・訓練に負うところが大きいことから、追及事案や不測の事態を想定した、面接シミュレーションを職員間で行う等、積極的に職場での教養・訓練に努めます。

オ 法令の研鑽

加害者等は、複数の関係機関や弁護士に相談して、法律的な知識を身につけているため、法的根拠を執拗に迫るケースも多くあります。適法・適切な対応のために、日頃から関係法令の修得に努めておきましょう。

③ 加害者の特質

ア 加害者は執拗である

加害者は執拗につきまとう傾向があります。法律的知識を有する第三者、知人女性及び探偵等を利用したり、荷物を送ったりして、いかにも必要性があるように装い、追及してくることもあります。

また、暴力団組織の名称を出す等の脅迫的な言動や暴言を言ったり、自殺・自傷をほめかす者もいます。

イ 飲酒等を暴力の弁解に利用する

加害者の中には、アルコールや薬物の影響により暴力的になったり、暴力をエスカレートさせる者もありますが、飲酒等の影響を暴力の弁解に利用する者が多いようです。

ウ 自己の行動を正当化する

加害者は、口がうまく理屈っぽく理論的であり自分こそが被害者だと思いこみ、自己の行動を正当化する場合があります。また自己の暴力を過小評価する傾向があります。

- ・正当化（悪いのは妻である）
- ・否認（暴力なんか振るってない）
- ・責任転嫁（本当は暴力を振るいたくない）
- ・矮小化（少しくらいなら普通である）

エ 精神的に不安定である

加害者は、身体的な暴力性の他、ものに当たる場合もあり、精神的に不安定で、感情の起伏が激しい者が多いようです。

また、被害者が家を離れた場合において、飲酒や薬物使用の増加等の要因により、精神的に不安定になる者もいます。

オ 加害者が暴力を加速させる場合

被害者が家を離れた時や子供を伴って家を出た時点において、絶望感や憤激から暴力的になったり、追及を加速することが多くなります。

(平成19年度3月に作成した「教職員のための児童虐待対応のマニュアル」に加筆した項目)

- ①「児童虐待防止法」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正において明記された「体罰の禁止」事項
- ②児童虐待における学校の役割である「早期発見・早期対応と速やかな通告」と管理職を中心とした組織的な校内連携体制の構築
- ③学校が児童虐待を発見し、通告を判断するに当たってのポイント
- ④緊急的な支援を要する場合の対応、性的虐待の対応
- ⑤各関係機関、教育委員会等の役割
- ⑥一時保護時、保護解除時、在宅での支援時、施設入所時の対応
- ⑦要保護児童等への対応（休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合、関係機関に速やかに情報提供すること等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）への積極的な協力
- ⑧保護者からの威圧的な要求や暴力に対する対応
(関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら毅然とした対応をすること)
- ⑨守秘義務と個人情報の取り扱い
- ⑩転校・進学時、各学校間での情報を提供と切れ目のない支援

(令和3年1月に加筆した項目)

◆「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)の令和2年6月の改訂に伴い加筆
〔児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の改正に伴う記載内容〕

①「Ⅰ 児童虐待の基本理解」「4 しつけと児童虐待(体罰の禁止)」(P3)

→「令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者が体罰を行うことを禁止」

「保護者との関係よりも子供の安全を優先し、虐待の早期発見、早期対応に努めること」

②「Ⅵ 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応」「(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて」(P34)

→「令和元年6月に成立した改正児童虐待防止法に、学校、教育委員会等の職員の守秘義務を明記」

(※教職員、教育委員会等は、通告元や通告の経緯等について、保護者であれ漏らしてはいけない。)

〔障害のある子供や保護者への理解に関する記載内容〕

③「Ⅱ 初期対応」「6 親との面談・家庭訪問」(P14・15)

→「障害のある子供を持つ保護者へは、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえて対応すること」

(参考資料)「障害のある子供について」

◆「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(千葉県健康福祉部)の令和2年3月の改訂に伴い加筆

④「Ⅴ 通告後の対応」「(2)「在宅での支援」時の対応」(P29)

→「児童相談所では、家庭復帰から少なくとも6か月程度はとりわけリスクが高まる期間と認識し、家庭訪問や通所等を通じて、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施することとしており、学校や教育委員会等でも、子供の見守りや情報提供を通じて協力していくこと」

◆千葉県警察本部、千葉県健康福祉部児童家庭課との協議により加筆

⑤「5 校内体制の構築 ～校内連携～」(2)教職員等の役割「①校長等の管理職」(P8)

⑥「2 保護者への対応」「(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して」(P33)

→「連携を円滑に行うために、関係機関(警察署生活安全課、児童相談所、市の虐待対応担当課等)と、それぞれの窓口担当者を事前に、確認しておくこと」

(参考資料・文献)

文部科学省

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)(令和2年6月改訂)

千葉県

「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(令和2年3月)

**「教職員のための児童虐待対応の手引き」
(校内研修資料・事例集)**

千葉県教育委員会

【まえがき】

千葉県教育委員会では、令和元年5月に文部科学省が発表した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」等を参考に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を作成し、県内全ての公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員に配付しました。そして平成19年3月に作成した旧マニュアル（「教職員のための児童虐待対応マニュアル」）を、国の手引き（「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」〈文部科学省〉）や、健康福祉部作成の児童相談所、市町村向けマニュアル（「千葉県子ども虐待対応マニュアル」〈千葉県健康福祉部〉）、「千葉県の児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言内容等をもとに、令和元年11月に「教職員のための児童虐待対応の手引き」として改訂し、県教育委員会のホームページに掲載しました。

今回、教職員の更なる児童虐待防止に対する意識啓発・対応力向上に向けて、国（文部科学省）の手引きや県教育委員会のリーフレット・手引きを活用した校内研修資料を作成しました。

本研修資料は、児童虐待の具体的なケースを想定しながら、リーフレットや手引きの効果的な活用方法、各関係機関の役割と連携方法、児童虐待関連法規、子供の人権等について、20～30分で学べる構成となっています。また、令和2年1月に文部科学省が作成した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修方法も掲載しています。

児童虐待につきましては、定期的な研修により、一人一人の教職員が理解を深め、虐待が疑われる場合には、速やかに対応する体制の構築が必要です。この研修資料を各学校の校内研修や教育委員会の研修等で活用することで、全教職員が、虐待が疑われる事案に対して迷いなく的確に対応できるようになるための、一助となればと思います。

千葉県教育委員会

【校内研修資料について】

内 容

1. 研修の目的
2. 使用する資料（参考資料）
3. 研修の流れ
4. 研修のポイント

※1項目、20～30分で実施できる構成となっています。

※校内研修資料⑤・⑥は、文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修になります。（P9～16）

※校内研修資料⑦は、千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」の中にある事例集①～③を活用した研修になります。（P17～18）

（参考）

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf

- 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（令和元年8月 千葉県教育委員会）

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」（令和元年11月 千葉県教育委員会）

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集

（令和3年1月 千葉県教育委員会）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/gyakutaitebiki.html>



QRコード

【事例集】

内 容

1. ケース概要について
2. 学校の対応について
3. 対応のポイントについて

※事例集の内容は、架空のケースを想定したものです。

【活用方法】

- （1）校内研修資料①～⑧の中で、課題に応じた項目を選択。

- （2）使用する資料、ワークシート（①～⑧）事例集等を確認。

- （3）「研修の流れ」に沿って実施。

（※研修例ですので、各学校や教育委員会等の実態に合わせた形で実施してください。）

- （4）「研修のポイント」で確認。

（※国や県の手引き、リーフレットをもとに、適切な対応について確認してください。）

目 次

【校内研修資料】

- ・ 校内研修資料① 1
(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)
- ・ 校内研修資料② 3
(学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ)
- ・ 校内研修資料③ 5
(関係機関の役割と連携)
- ・ 校内研修資料④ 7
(児童虐待関連法規)
- ・ 校内研修資料⑤ 9
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方①
「虐待対応のケース」)
- ・ 校内研修資料⑥ 13
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方②
「虐待事案の学校対応ロールプレイング」)
- ・ 校内研修資料⑦ 17
(「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集の活用方法)
- ・ 校内研修資料⑧ 19
(子供の人権)

【事例集】

- ・ 事例集① (性的虐待が疑われる事案への対応) 23
- ・ 事例集② (児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応) 24
- ・ 事例集③ (要保護児童への長期休業明けの対応) 25

【ワークシート】

- ・ ワークシート① (校内研修資料①用) 27
- ・ ワークシート① (校内研修資料①用 解説) 28
- ・ ワークシート② (校内研修資料②用) 29
- ・ ワークシート② (校内研修資料②用 解説) 30
- ・ ワークシート③ (校内研修資料③用) 31
- ・ ワークシート③ (校内研修資料③用 解説) 32
- ・ ワークシート④ (校内研修資料④用) 33
- ・ ワークシート④ (校内研修資料④用 解説) 34
- ・ ワークシート⑤ (校内研修資料⑤用) 35
- ・ ワークシート⑥ (校内研修資料⑥用) 36
- ・ ワークシート⑦ (校内研修資料⑦用) 37
- ・ ワークシート⑧ (校内研修資料⑧用) 38
- ・ ワークシート⑧ (校内研修資料⑧用 解説) 39

- ※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」 40

校内研修資料

- ・ 校内研修資料①
(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)
- ・ 校内研修資料②
(学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ)
- ・ 校内研修資料③
(関係機関の役割と連携)
- ・ 校内研修資料④
(児童虐待関連法規)
- ・ 校内研修資料⑤
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方①
「虐待対応のケース」)
- ・ 校内研修資料⑥
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方②
「虐待事案の学校対応ロールプレイング」)
- ・ 校内研修資料⑦
(「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集の活用方法)
- ・ 校内研修資料⑧
(子供の人権)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料①

○児童虐待の早期発見、チェックリストの活用

1. 研修の目的

- ・児童虐待防止法に明記されている児童虐待の定義（4つの児童虐待の種類）について理解し、参考事例を検討しながら「教職員のための児童虐待対応リーフレット」のチェックリストの活用意識を高める。

2. 使用する資料

- ・ワークシート①（校内研修資料・事例集 P 27）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
4分	1. ワークシートで、児童虐待の定義について確認する。（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）	○ワークシートをもとに児童虐待の法的な定義について理解する。
4分	2. ワークシートにある事例をもとに、個別に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」のチェックリストの該当する項目にチェックをする。	○最初は、個人でチェックリストのどの項目に該当するのかを考える。
4分	3. グループで話し合う。 【事例1】 ・「複数のあざ」があり、「父親に叩かれた」と話している。 【事例2】 ・児童生徒→日頃から衣服の乱れ、体調不良 ・保護者→連絡取りづらい、育児に拒否的 ※チェックリストのどこの項目に該当するかを確認。その場合、まず校内でどのような対応をとるべきか、またどんな関係機関と連携する必要があるのかについて話し合う。	○チェックした項目に違いがあるかという点に着目する。 ○校内にも該当する児童生徒がいてもおかしくはない、という視点で検討する。
4分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	

4分	5. 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「児童虐待の早期発見チェックリスト」の活用方法を全体で共有し、校内での児童虐待の早期発見への意識を高める。 ①「いつもと違う」と感じたらチェックリストと照合する。 ②まず「緊急的な支援を要する場合」にチェックする。 ③該当しない場合は、「児童虐待リスクのチェックリスト」で確認する。 ④「児童虐待の早期発見チェックリスト」に該当箇所があった場合は、直ちに管理職に報告する。 ⑤速やかに関係機関に通告する。 ・「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合は、児童相談所や警察へ通告・通報する。 ・「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数箇所該当する際は、市町村の虐待対応担当への通告を検討する。	○校内全体で共通した認識が持てるように再度確認を行う。
----	---	------------------------------------

4. 研修のポイント

- ・「いつもと違う」と感じたら、チェックリストと照合し、周囲の教員と情報を共有することが、虐待の早期発見につながるという意識を校内全体で持つ。
- ・ワークシートの事例について、実際に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討することで活用意識を高める。

「児童虐待の早期発見チェックリスト」の活用方法について

- ①【緊急的な支援を要する場合】について、該当事項があるかチェックする。
- ・【児童相談所に通告する場合】、【警察に通告する場合】の1つでも、該当する場合は、緊急性が高いため、早急に管理職に報告し、児童相談所、警察に通告、通報する。
- ②「①」に該当しない場合は、【児童虐待リスクのチェックリスト】に該当事項があるかチェックする。
- ・複数箇所該当する際も、児童虐待の可能性があるため、早急に管理職に報告し、市町村の虐待対応担当課への通告を検討する。
- ※①、②、いずれの場合においても、一人で抱え込まず、早急に管理職に報告し、速やかに関係機関に通告、通報することが大切です。

- ・個別にチェックした項目についてグループで話し合い、出た意見を全体で発表することで、校内全体で児童虐待に対する認識を共有できるようにする。

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料②

○学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ

1. 研修の目的

- ・児童虐待に対する学校の役割である「早期発見・早期対応と速やかな通告」について校内全体で理解し、発見から通告に至るまで共通した対応に当たることができるようにする。

2. 使用する資料

- ・ワークシート②（校内研修資料・事例集 P 29）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ （20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. ワークシート②の「1.」に記入し、県の手引き（P 4）で、通告の義務について確認する。	○ワークシートをもとに法的に通告の義務が課せられていることを理解する。
3分	2. 学校が通告を判断するに当たってのポイントについてワークシート②の「2.」に必要事項を記入しながら、全体で確認する。	○通告を判断するための4つのポイントに加え、関係機関は通告元等については明かさないことを、リーフレットで使って確認する。
5分	3. 児童虐待を発見した際、校内でどのように対応するかについて、グループごとに話し合う。 ・虐待（の疑い）に気付いた際、どうしたらいいか ・誰に相談したらいいのか ・児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への通告・通報を拒んだりした場合、どのように対応するのか	○管理職、虐待対応担当教諭、生徒指導主任（主事）、担任、養護教諭、特別支援学級・特別支援教育コーディネーター等、それぞれの役割についても話し合う。
4分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○全体で、それぞれの役割を理解することで、組織的に対応することの重要性を理解する。
3分	5. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「（2）教職員等の役割」（P 8～9）を参考に、それぞれの役割を確認する。	○リーフレットで、児童虐待を発見した際の対応を、全体で確認することで、校内で共通した対応が取れるようにする。

2分	6. 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～」を使って、発見から通告までの流れを確認する。 ①チェックリストに該当箇所がある場合は、直ちに管理職に報告する。 ②管理職を中心に、チームとして情報を収集し、事実関係を整理する。 ③速やかに関係機関へ通告する。 ・「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合には、児童相談所や警察へ通告・通報する。 ・「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数該当する際は、市町村の虐待対応担当課への通告を検討する。	○児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への通告・通報を拒んだりした場合でも、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告することを全体で確認する。
----	--	---

4. 研修のポイント

- ・児童虐待に係る通告は、法的な義務であり、確証がなくても通告することを理解する。
- ・通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない（児童虐待防止法第7条）ことについても、確認する。
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「（2）教職員等の役割」（P 8～9）を参考に、それぞれの役割を確認する。

〔校長等の管理職〕

→校内で組織的に動けるように、全教職員に共通理解を図り、関係機関と連携して対応する。

〔虐待対応担当教諭〕

→校内の実践的なリーダーとして、校務分掌上に位置づけ、校内の中心となって対応する。

〔生徒指導主任（主事）〕

→問題行動の背景には、虐待がある可能性があり、校内での情報共有に努める。

〔担任〕

→変化に最も気づきやすい立場であり、異常を感じたらすぐに学年主任等に相談し、管理職に報告する。

〔養護教諭〕

→心身の健康問題への対応を通じて、虐待を発見しやすい立場であり、変化を感じたら、担任や学年主任に相談し、管理職に報告する。

※その他の役割についても、「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「（2）教職員等の役割」（P 8～9）を確認しましょう。

- ・「教職員のための児童虐待対応のリーフレット」の「学校が通告を判断するに当たってのポイント」を使い、虐待の有無は関係機関が判断することから、子供の安全を最優先に、疑いの段階でも通告することを、全体で確認する。（たとえ、児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。）
- ・児童虐待を発見した際には、直ちに管理職に報告・相談し、管理職のリーダーシップのもと、虐待対応担当教諭等を中心に組織的に対応し、速やかに関係機関に通告・通報につながるよう、対応の流れについて校内全体で共有できるようにする。

（参考資料）

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修資料③

○関係機関の役割と連携

1. 研修の目的

- ・児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会（要対協）等、児童虐待に関わる関係機関の役割、連携の仕方について理解する。

2. 使用する資料

- ・ワークシート③（校内研修資料・事例集 P 31）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. ワークシート③の「1.」に記入し、児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会（要対協）等の関係機関の役割について確認する。	○自分の市町村の相談先が、具体的にどこになるのかを確認する。
4分	2. 教職員のための児童虐待対応リーフレットで、緊急度に応じて、それぞれの関係機関への通告・通報を行うことを確認する。	○特に緊急度の高い場合については、児童相談所や警察へ速やかに通告・通報することを確認する。
5分	3. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）のP5にある事例「要保護児童対策地域協議会（要対協）から対応協議があった際の対応」について、グループで話し合う。 ケースの概要 ・公立小4男子児童で、3年時の年間欠席日数は30日程度。学校では変わったところはない。 ・保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的。 ・要保護児童対策地域協議会（要対協）より、情報提供の依頼があった。	○「ケースの概要」については、学校の実態に合わせた形にして研修を進める。
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	
3分	5. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）のP5にある「学校・教育委員会の対応」、「対応のポイント」について全体で確認する。	○関係機関との連携の重要性について、校内全体で確認する。

	対応のポイント ①要対協より情報提供依頼があった際には、校内で情報を集約し、管理職を通じて提供する。 ②管理職等を中心に「虐待対応チーム」を編成し、校内全体で情報を共有しながら対応する。 ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応する。 ④要対協での個別のケース会議では、学校が担うべき役割等を確認する。	
--	---	--

4. 研修のポイント

- ・児童虐待に対して、どのような関係機関が対応に当たっているのかを理解できるようにする。その際には、児童生徒が居住する市町村の相談先が、具体的にどこになるのかも確認しておく。

(児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会（要対協）等)

- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）のP5にある事例を検討しながら、要保護児童対策地域協議会（要対協）への情報提供、個別ケース会議への参加等の協力や連携方法について確認できるようにする。

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）

「要保護児童対策地域協議会（要対協）から対応協議があった際の対応」（P5）

ケース概要

- ・公立小4男子児童で、3年時の年間欠席日数は30日程度。学校では変わったところはない。
- ・保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）より、情報提供の依頼があった。

対応のポイント

- ①要対協を管理する市町村の虐待対応担当課より、市町村教育委員会等を通じて、当該児童生徒についての情報提供依頼があった際には、校内で、「出席状況」、「学校での様子」、「保護者の様子」等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。
- ②管理職や虐待対応担当教諭等を中心に虐待対応チームを編成し、当該生徒の見守りを担任一人に任せるのではなく、校内全体で情報を共有し、対応する。
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応する。
- ④要対協での個別のケース会議では、「学校が担うべき役割」、「今後の見守り体制」、「欠席が続くなど状況の変化が出た際に情報を伝える関係機関（市町村の虐待対応担当課、児童相談所等）」について確認する。

- ・関係機関に速やかな情報提供ができるように、要保護児童に関する情報を日頃から学校全体で共有することの重要性について理解する。（特に、連続7日以上（休業日を除く）欠席した場合は、速やかに市町村の虐待対応担当課、児童相談所へ情報提供が必要。）
- ・要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議等では、学校、教育委員会としての意見を積極的に述べ、関係機関と協力して支援に当たることが、ネットワークでの支援につながることを確認する。

(参考資料)

- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）
- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料④

○児童虐待関連法規

- ・児童福祉法
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ・千葉県子どもを虐待から守る条例

1. 研修の目的

- ・児童虐待関連法規の実際の条文を確認しながら、法的根拠に基づいた対応をとることができるようにする。

2. 使用する資料

- ・ワークシート④（校内研修資料・事例集 P 33）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. 児童虐待関連法規として、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」を紹介する。	○国の法律や県の条例等で、児童虐待に関連する法規が定められていることを確認する。
8分	2. ワークシート④の「1.」～「3.」に記入し、「児童福祉法」、「児童虐待防止法」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」について理解する。	
5分	3. 法に基づいた対応の重要性について、全体で再度確認する。 （児童虐待関連法規） ・児童福祉法（第25条） ・児童虐待防止法（第5、6、7、14条） ・千葉県子どもを虐待から守る条例 （第3、5、6条） （内 容） ・児童虐待の早期発見 ・児童虐待に係る通告の義務 ・通告は守秘義務違反に当たらない ・保護者等の体罰の禁止	○通告を受けた関係機関は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない（児童虐待防止法第7条）についても確認する。 ○「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」が改正され、保護者等の体罰禁止が明記され、施行されていることを確認する。

4分	4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合の対応についても確認する。 ・ 通告に至った経緯、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。 ・ 子供の安全を守る観点から、法令に照らし不開示を検討する。 ・ 弁護士等の専門家と連携する。	○ 個人情報の取扱いについて、県の手引き（P 34）やリーフレットを確認し、在籍する学校のある自治体の個人情報保護条例についても確認する。 ○ 県の手引き（P 20）を使って、「スクールロイヤー活用事業」についても確認する。
----	--	--

4. 研修のポイント

- ・ 「児童福祉法」、「児童虐待防止法」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の条文を確認することとで、児童虐待に関連する法規についての理解を深める。

◇ 児童虐待の早期発見

◇ 児童虐待に係る通告の義務

◇ 通告は守秘義務違反に当たらない

◇ 保護者等の体罰の禁止

- ・ 通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない（児童虐待防止法第7条） ことについても、確認する。

- ・ 「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」（第14条）に加えて、「千葉県子どもを虐待から守る条例」でも保護者のしつけによる体罰の禁止が明記（第6条）されたことを、県のホームページ等でも確認する。

※【千葉県子どもを虐待から守る条例】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/gyakutaijourei.html>

- ・ 通告に至った経緯、通告元、関係機関との連絡内容、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。

◎ 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止）第5条第3項〕

- ・ 保護者等が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合は、開示することにより、以下の①、②の視点などを踏まえ、個人情報の保護に関する法令に照らし、該当する場合には所定の手続きに則って不開示を検討する。

① 子供の生命又は身体に支障が生ずる恐れ、または子供の権利利益を侵害する恐れがないかどうか

② 学校の業務の遂行上支障がないかどうか

- ・ 法令等で迷った際は、弁護士等の専門家と連携して対応する。

【スクールロイヤー活用事業】

スクールロイヤーは、千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士であり、児童虐待、いじめ、部活動でのトラブル等、児童生徒を取り巻く問題について、法的側面から学校に助言をします。弁護士に電話あるいは対面で直接相談できるほか、弁護士を講師として研修を行うこともできます。

（「教職員のための児童虐待対応の手引き」P 20）

（参考資料）

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑤

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の活用の仕方①

1. 研修の目的

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある具体的な「1. 虐待対応のケース」を取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を理解する。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑤（校内研修資料・事例集 P 35）
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）

3. 研修の流れ（20分）

（例）研修教材（P 2）「a）定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」

時間	内 容	留意事項
2分	1. 文部科学省研修教材「a）」定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」の「ケースの概要」について理解する。 ケースの概要 ・小2男子児童、1年時の年間欠席日数20日間程度。 ・健康診断時に、複数のあざ、脇腹や肩に内出血の痕を発見。 ・怪我は、父に怒られた時のものだと言っている。	○虐待の状況等（対象者、発見時の状況、発見者等）は、各学校の実態に合わせて設定してもよい。
4分	2. 個別で対応について考える。	○担任、養護教諭等、それぞれの立場で、どのような対応が必要なのかを考える。
5分	3. 個別の対応方法について、グループで話し合う。	○学校として、どのように対応すべきかについて話し合う。
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○他のグループとの違いや共通点に着目する。
4分	5. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「学校の対応」「対応のポイント」について全体で確認する。 対応のポイント ・ <u>虐待に関する情報は、すぐに管理職に報告する。</u> ・報告を受けた管理職は、対応チームを招集する。 ・ <u>状況を把握して、速やかに関係機関へ通告する。</u> ・ <u>明らかな外傷は、児童相談所だけでなく、警察へも通報する。</u>	○校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○虐待のチェックについては、県教委作成のリーフレットで確認する。 ○県教委作成の手引きでも、初期対応（P 11、12）、通告のポイント（P 16）を確認する。

4. 研修のポイント

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「1. 虐待対応ケース」の「a) ～ f)」の事例を一つ選び、以下の流れで研修を進める。

〈研修の流れ〉

「①ケースの概要を理解する」→「②個別に対応を考える」→「③グループで話し合う」
→「④グループごとに発表する」→「⑤全体で対応のポイントを確認する」

- ・それぞれのケースに必要な「対応のポイント」を校内全体で確認し、共通した対応が取れるようにする。
- ・「対応のポイント」を確認する際には、関係法令にも触れることで、法的根拠に基づいた対応が取れるようにする。
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」に加え、千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応リーフレット」、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を併用することで、リーフレットや手引きの活用意識を高める。

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(千葉県教育委員会)
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)

- ◆ 校内研修資料⑤は、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の「a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」を活用した研修例を示したものです。

各学校の実態等に合わせて、下記の『「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待対応ケースについて(ダイジェスト版)』の「a) ～ f)」より事例を選び、活用してください。

詳しい内容については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)を参照してください。



「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待対応ケースについて
(ダイジェスト版)

a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 2 ～ 4】

※ ケースの概要、対応のポイントは、校内研修資料⑤に記載

b) 要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 5 ～ 7】

ケースの概要

- ・公立小4 男子児童で、3 年時の年間欠席日数は30 日程度。学校では変わったところない。
- ・保護者は、学校行事やPTA などの参加には消極的である。
- ・要保護児童対策地域協議会(要対協)より、情報提供の依頼があった。

対応のポイント

- ・校内で出席状況、学校での様子、保護者の様子等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。
- ・管理職を中心に校内全体で情報を共有し、対応に当たる。
- ・状況の変化が出た際には、児童相談所や市町村の虐待対応担当課等の関係機関に情報提供する。

※ 「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30 ～ 31 参照

c) 虐待が疑われる保護者への対応

①要保護児童等や母親に関する情報開示請求があった場合の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 8～9】

ケースの概要

- ・公立小4男子児童で、3年時に一時保護されている。
- ・母は父よりDVを受け、離婚協議中で、転居先は明かしていない。
- ・父より、当該児童の情報に関する情報に関する開示請求あり。

対応のポイント

- ・通告の経緯、関係機関との連絡内容、虐待に関する個人記録等は、漏らさない。
 - ・子供の安全を最優先に考え、法令に照らし、不開示を検討する。
 - ・関係機関と情報共有し、弁護士等の専門家(スクールロイヤー)にも相談しながら対応する。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 34 参照

②要保護児童等との面会を拒否する保護者への対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 10～11】

ケースの概要

- ・私立中1女子生徒で、小6時に不登校経験あり。
- ・保護者は、いじめに関する問題が原因で、学校からの当該生徒との連絡や面会を拒否している。
- ・学校は当該生徒の安全確認ができなくなっている。

対応のポイント

- ・どんな場合でも、安否確認ができない場合は、速やかに関係機関に通告する。
 - ・通告により、関係機関とも情報共有されるようになり、解決を図ることができる。
 - ・要保護児童対策地域協議会(要対協)間であれば、情報の共有が可能である。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30～31 参照

③要保護児童等の就学を拒否する保護者への対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 12～14】

ケースの概要

- ・公立小2男子児童で、1年時に一時保護されたことがあり、現在も要対協の管理ケース。
- ・母が、過去の一時保護について、学校に対して抗議。
- ・当該児童への面会を拒否し、安否が確認できない。

対応のポイント

- ・就学義務違反として、学校は教育委員会に通知し、教育委員会は出席の督促等の対応をとる。
 - ・安否確認ができない場合は、速やかに関係機関に情報提供する。
 - ・緊急の場合には、児童相談所や警察等とも連携して対応する。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30～33 参照

d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 15】

ケースの概要

- ・公立小5女子児童で、3年時に転校してきている。
- ・学校が虐待の恐れがあると判断し、児童相談所へ通告。一時保護となる。
- ・父が来校し、学校に対して威圧的な態度で抗議を続ける。

対応のポイント

- ・学校は、教育委員会等の設置者に連絡し、複数の教職員で、組織的に対応する。
- ・一時保護については、児童相談所の権限と責任で行われたものであること明確に伝え、児童相談所からの説明を受けるように促す。

(例)「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものありませんので、児童相談所とお話してください。」

- ・通告の経緯、通告元、関係機関との連絡内容は漏らさない。
 - (例)「通告元は明かせないことが法律で定められており、お答えできません。」
 - ・学校だけでなく、教育委員会、市町村の虐待対応担当課、児童相談所、警察等と連携して対応する。
 - ・転居や進学等の際は、転居先の学校や進学元に情報を確実に引き継ぐ。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 34～35 参照

Q 一時保護された幼児児童生徒の帰宅を心配した保護者から学校に問合せがあった場合は？【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P 16～17】

対応のポイント

- ・「d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応」と同じく、一時保護は、児童相談所の権限と責任で行われたものであり、通告元は法律で明かせないことを明確に伝え、児童相談所からの説明を受けるように促す。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P 33 参照

Q 一時保護中の幼児児童生徒の持ち物を引き取りたい、と保護者から学校に相談があった場合は？【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P 16～17】

対応のポイント

- ・一時保護中の持ち物の取扱いについても、子供の安全や安心を最優先に考える。
- ・教科書等は、一時保護所内で学習を行うために必要となることがある。
- ・通告元などの情報が分かってしまう可能性があるため、返却は行わない。
- ・持ち物の取扱いについては、その都度、児童相談所と相談する必要がある。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P 28～30 参照

e) 一時保護解除後に復学する幼児児童生徒の見守りについて

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P 18～19】

ケースの概要

- ・公立小3 女子児童で、父からの虐待を訴え、学校から児童相談所へ通告し、一時保護となる。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースとして対応。
- ・一定期間の児童相談所との面接を続けることを条件に家庭復帰が認められた。

対応のポイント

- ・担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、「見守りチーム」を結成し、当該児童への心のケアや居場所づくり等、きめ細やかな対応を図る。
- ・出欠状況や学校での様子などを、定期的（月1 回程度）に関係機関へ情報提供を行い、連続7 日以上欠席した場合など、状況の変化が生じた際は、速やかに情報提供を行う。（情報提供先（市町村の虐待対応担当課、児童相談所等）については、ケース会議等で確認をしておく。）
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P 29～31 参照

f) 要保護児童等が転校する際の学校（送り出し、受け入れ）の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P 20～21】

ケースの概要

- ・公立小4 女子児童。両親が離婚し、母と二人で生活。1 学期に転居してきた。
- ・1 年時に一時保護され、転校元の要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースとなった。
- ・転居先でも、母による虐待が発生し、当該生徒は重症を負って入院することになってしまった。
- ・転校元の教育委員会は、自らの地域の要対協に転校に係る情報共有を怠っていたため、転校先の県の児童相談所や市の虐待対応担当課が情報を把握するのに時間がかかってしまった。
- ・転校先の学校は、虐待に関する記録の資料を担当が確認したのみで、学校全体で共有を図っていなかった。

対応のポイント

- ・転校元の教育委員会が、転校するにもかかわらず、必要な情報を要対協と共有していない。
→転校や進学の際、虐待に関する情報は、確実に引き継ぐことが重要であり、特に要対協の管理ケースの場合は、主担当機関の引継ぎがなされていることを確認する必要がある。
- ・転校先の学校で、虐待に関する記録が、学校全体で共有されていない。
→虐待に関する情報は、一部の教職員のみで取り扱うことなく、学校内で共有し、福祉の主担当機関や要対協など関係機関と速やかに連携を行う。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P 35 参照

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑥

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の活用の仕方②

1. 研修の目的

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」を取り上げ、学校の教職員、保護者、それぞれの立場を理解し、実際の場面に役立てる。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑥（校内研修資料・事例集 P 36）
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）

3. 研修の流れ（30分）

（例）研修教材（P 25）「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」

時間	内 容	留意事項
3分	1. 研修方法を確認し、役割分担を決める。 ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」のP 23、24の研修方法を確認する。 ・教頭、担任、保護者の3名を決める。 ・その他の教職員は、オブザーバーとして参観する。	○役割分担は、実際の場面を想定した研修ができるように決める。 (例) ・担任→経験の少ない教職員 ・保護者→経験の多い教職員
6分	2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の「場面と設定」、「目的・留意点」、「オブザーバーの注意点」を確認する。	○学校側が保護者に説明すべきポイント、オブザーバーが評価する点について、全体で確認する。
10分	3. ロールプレイングを行う。 ・演者は、実際の場面を想定して演じる。 ・オブザーバーは、確認したポイントに沿って、評価を行う。（校内研修用ワークシート⑥を活用）	○教頭、担任役は、保護者に対して一時保護は児童相談所の判断で、その経緯は明かせないことを丁寧に説明する。 ○保護者役は、話を一切聞かないという姿勢ではなく、相応のやり取りを心掛ける。 ○オブザーバーは、教頭、担任役が必要なポイントを丁寧に説明しているか等を中心に評価する。
3分	4. 教頭役、担任役、保護者役、それぞれが演じてみて感じたことを発表する。	○それぞれの立場で、感じたことを率直に発表する。
5分	5. オブザーバーが講評する。	○批判的な意見だけでなく、良いポイントをほめ、提案

3 分	6. 学校としての対応について、全体で確認する。 対応のポイント ・行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりせずに、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。 ※ただし、一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯は明かせないことを説明する。 【威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合】 ・複数の教職員で対応し、教育委員会へ連絡。 ・児童相談所や警察等の関係機関、弁護士等の専門家と連携して対応。 ・通告元、関係機関との連絡内容は漏らさず、虐待に関する記録は、法令に照らして不開示を検討。	することで、前向きな雰囲気となるように心掛ける。 ○校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○県教委作成のリーフレットや県教委作成の手引き（P 32～34）も確認することで、理解を深める。
-----	--	--

4. 研修のポイント

- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）にある具体的な「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」の「ケース1」か「ケース2」を選び、研修を進める。
- ※校内研修資料⑥は、「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」を活用した研修例を示したものです。各学校の実態等に合わせて、事例を選び、活用してください。
- ・実際の場面を想定して役割を演じることで、課題を発見したり、対応に慣れたりすることができるよう研修を進める。
- ・教職員や保護者役を演じる中で感じたこと、オブザーバーとしての意見、提案を全体で共有できるように、意見交換の場を持つ。その際に、前向きな雰囲気になるように心掛ける。

（参考資料）

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

- ◆ 校内研修資料⑥は、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」を活用した研修例を示したものです。

各学校の実態等に合わせて、下記の『「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待事案の学校ロールプレイングについて（ダイジェスト版）』のケース1～2より事例を選び、活用してください。

詳しい内容については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）を参照してください。



**「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、
虐待事案の学校ロールプレイングについて（ダイジェスト版）（P15～16）**

**「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、
虐待事案の学校対応ロールプレイングについて(ダイジェスト版)**

【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応

〈「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 25～26〉

場面と設定

- ・場所は、学校内の面談室で、学校側は、教頭と担任の2名、保護者1名の計3名。
- ・児童相談所に一時保護されている児童の保護者が学校に来て、一時保護された原因は学校にあるのではないかと主張する。
- ・保護者は、明らかに虐待の証拠があるにも関わらず、虐待を行っていることは認めない。
- ・児童相談所に通告したのは学校であると思っており、発言が威圧的になったり、激昂したりすることがある。

目的・留意点

- ・保護者に一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯は明かせないことを説明し、納得してもらう。

対応のポイント

- ・行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。そのうえで、一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯については明かせないことを説明する。

(対応例) ※対応例ですので、対応のポイントをもとに、実際の状況にあわせて対応してください。

保護者：「昨日うちの子が児童相談所に連れて行かれた。俺は何もしていないのに、虐待を疑われたんだぞ。お前らにこの気持ちがわかるか。」

教 頭：「学校としても、今回の事態について大変心を痛めています。ただ、一時保護については、児童相談所の判断であり、学校によるものではありません。そのため、一時保護に関することは、児童相談所とお話してください。」

保護者：「児童相談所が面会すると言っている。なぜ俺だけが疑われているんだ！お前らも同罪だろうが！うちの子の怪我は、おれのせいじゃない。学校でできた怪我だ。」

担 任：「〇〇さん(当該児童)の怪我の原因についてはわかりませんが、学校生活の中で怪我をしたということはありません。」

保護者：「学校では怪我をしていないなんて誰が分かるんだ！うちの子は少しやんちゃだから、学校でしょっちゅうけがをするんだ！子供が怪我をしてほっとく学校が悪いんじゃないのか。」

教 頭：「学校生活で児童が怪我をした際には、直ぐに保健室で処置し、必要に応じて病院に行くといった対応をしています。ただ今回、〇〇さん(当該児童)が学校では怪我をしていないことは、担任だけでなく、学年主任、養護教諭、複数の職員でも確認しています。」

保護者：「じゃあ誰があの怪我をさせたっていうんだよ。誰も分からないだろうが！」

担 任：「怪我の原因については、学校でもわかりませんので、児童相談所とお話してください。」

保護者：「わかった。じゃあ、児童相談所の面会にお前らも一緒に来てくれ。誰のせいかな、はっきりさせようじゃないか。」

教 頭：「児童相談所と保護者の方の面会には、学校が同席することはできません。また、虐待の有無や経緯については、児童相談所が調査することになります。学校としては、〇〇さん(当該児童)が、安心して学校に通えるようになることを願っており、今後も保護者の方と協力していきたいと考えています。」

保護者：「ふん、これからも学校に寄らせてもらうからな。誰が悪いのかははっきりさせようじゃないか。」 (了)

(参考)【威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合】

学校・教育委員会等は複数の教職員等に対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村(虐待対応担当課)・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。〔「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日 文部科学省初等中等教育局長等通知)〕

※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(P33) 参照

【ケース2】要保護児童等の個人情報保護の対応

〈「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 27～28〉

場面と設定

- ・ 場所は、学校内の面談室で、学校側は、教頭と担任の2名、保護者1名の計3名。
- ・ 過去に一時保護された児童(現在は親戚家庭に預けられている。)について、虐待が発見された経緯や発見者、児童相談所への通告を行った者は誰なのか等、保護者が質問してきている。
- ・ 保護者は比較的冷静な態度だが、個人情報保護条例による開示請求や学校の情報保持についての責任論を振りかざし、この場で情報を提供するように迫ってきている。

目的・留意点

- ・ 法的な根拠の説明や法に基づく対応を早急に求められた場合(この場での資料の提示など)、その要求は、この場ですぐには回答できないことを説明し、納得してもらう。

対応のポイント

- ・ 法的根拠の説明や法的に基づく対応を早急に求められた場合は、この場ですぐには回答できないことを説明する。その際、関係機関と協議することや場合によっては、回答できないことを明確に伝える。

(対応例) ※対応例ですので、**対応のポイント**をもとに、実際の状況にあわせて対応してください。

保護者：「児童相談所に通告したのは誰か知りたい。虐待の証拠はどこにあるのか？」

教 頭：「**通告元やその経緯については、保護者の方であっても、明かせないこととなっておりますので、お答えできません。**」

保護者：「そんなこと聞いているのではない。学校が児童相談所に通告したのは、何故だと聞いている。」

教 頭：「**学校が通告したかどうかも含めて、通告元やその経緯について、明かせないことになっているため、お答えできません。**」

保護者：「判断したのが児童相談所でも、誰かがいい加減な証拠で言いがかりをつけているのは明らかだ。誰が、何の証拠で通告したんだと聞いている。」

教 頭：「**繰り返しとなってしまいますが、通告元やその経緯については、明かせないこととなっているため、お答えすることはできません。また、虐待の有無については、児童相談所が判断することになりますので、児童相談所とお話ください。**」

保護者：「学校に責任が無いと言いたいのか。児童相談所でも確認する。今、説明したほうが早いと思うが。」

教 頭：「**学校では、児童相談所と連携して対応しており、通告元やその経緯については明かせないことについても、情報を共有しております。**」

保護者：「市の個人情報保護条例では、本人に関する情報の開示請求はできるはず。個人の家庭のことをなんで学校が隠ぺいできるんだ？開示請求したら情報を出さなければならぬんだから、今、説明したほうが手取り早いのではないか。」

教 頭：「**市の個人情報保護条例に基づく、開示請求ということであれば、教育委員会や児童相談所と相談の上、後日連絡させていただきます。ただ、内容によっては、法律に基づいて、回答できないことがあることを御理解ください。**」

保護者：「納得ができない。今日はこの辺で終わるが、まだ聞きたいことは山ほどある。誠実に対応してもらいたい。」 (了)

(参 考) 【守秘義務と個人情報の取扱いについて】

◆「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止)第5条第3項」

「(学校、教職員、教育委員会は、) 正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。」

◆「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

「学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。」

※虐待に関する個人の記録は、保護者が本人(子供)に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供(本人)の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示を検討する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑦

○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集の活用方法

1. 研修の目的

- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集（千葉県教育委員会）の事例集①～③を活用して、必要な対応のポイントや関係法令を理解する。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑦（校内研修資料・事例集 P 37）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

（例）（事例集① P 23）「性的虐待が疑われる事案への対応」

時間	内 容	留意事項
2分	1. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」の事例集①「性的虐待が疑われる事案への対応」の「ケースの概要」について理解する。 ケースの概要 ◎高校2年生、女子生徒が保健室に来た際に、養護教諭に「最近、父親が私の体を触って来ることがあり困る」と相談があった。 ◎養護教諭が「あなたを守るために他の先生に相談する」と伝え、女子生徒は「やはり勘違いだった」と言った後に、押し黙ってしまった。 ◎女子生徒は、何度か保健室に来て、養護教諭に、学校生活や家庭での悩みを相談しており、その都度、担任や学年主任と情報共有している。 ◎両親は共に、学校の活動にも協力的であると担任から聞いている。	○虐待の状況等（対象者、発見時の状況、発見者等）は、各学校の実態に合わせて設定を工夫してもよい。
4分	2. 個別で対応について考える。	○担任、養護教諭等、それぞれの立場で、どのような対応が必要なのかを考える。
5分	3. 個別で考えた対応方法について、グループで話し合う。	○学校として、どのように対応すべきかについて話し合う。
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○他のグループとの違いや共通点に着目する。
4分	5. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」事例集①の「対応のポイント」を全体で確認する。	○校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○虐待のチェックについては、教職員のための児童虐待対応リーフレット（千葉

	対応のポイント ・性的虐待は、他の虐待よりも発見や事実確認が難しく、特殊な対応が必要となることを理解する。 ・繰り返し状況を尋ねることは、子供にとって大きなストレスの要因となり得ることに留意する。 ・性的虐待が疑われる場合は、直ちに管理職に報告する。 ・学校として情報収集や確認を行うよりも前に、早急に児童相談所へ通告する。 ・性的虐待が疑われる場合は、子供からの正確な聞き取りは、児童相談所が中心となっていくとの認識をもって対応する。 ・学校は、児童相談所に対応の留意点を確認する。 ・他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。	県教育委員会）の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を活用することを確認する。 ○事例集の「対応のポイント」だけでなく、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の「性的虐待について」（P 26）でも確認し理解を深める。
--	---	--

4. 研修のポイント

- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）にある事例集①～③（P 23～25）から、一つ選び、以下の流れで研修を進める。

〈研修の流れ〉

「①ケースの概要を理解する」→「②個別に対応を考える」→「③グループで話し合う」→「④グループごとに発表する」→「⑤全体で対応のポイントを確認する」

- ・それぞれのケースに必要な **対応のポイント** を校内全体で確認し、共通した対応が取れるようにする。
- ・ **対応のポイント** を確認する際には、関係法令等にも触れることで、法的根拠に基づいた対応が取れるようにする。

- ◆ 校内研修資料⑦は、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集①「性的虐待が疑われる事案への対応」を活用した研修例を示したものです。
各学校の実態等に合わせて、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集①～③より事例を選び、活用してください。



「教職員のための児童虐待対応の手引き」

- ・事例集①（性的虐待が疑われる事案への対応について）（P 23）
 - ・事例集②（児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応について）（P 24）
 - ・事例集③（要保護児童への長期休業明けの対応について）（P 25）
- ※ **ケースの概要**、**対応のポイント** については、事例集①～③を参照

（参考資料）

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑧

○子供の人権

1. 研修の目的

- ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を通して、子供の人権を理解し、児童虐待はその人権を侵害するものであり、心身に深刻な影響を与えることを理解する。また、子供の人権を守るために、教職員として行うべき役割について考える。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑧（校内研修資料・事例集 P 3 8）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
4分	1. ワークシート⑧の「1.」を記入し、児童虐待は子供の人権侵害であり、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の第1条にも、明記されていることを理解する。	○児童虐待は、子供への人権侵害であり、心身の成長にも重大な影響を与えるということが、法にも定められていることを理解する。
4分	2. ワークシート⑧の「2.」の「※（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、虐待が及ぼす子供への影響について、話し合う。 ・身体的影響（外傷、栄養障害、成長不全等） ・知的発達面への影響（もともとの能力と比べ知的発達が不十分） ・心理的影響（自己肯定感が持てない、攻撃的・衝動的な行動等）	○ワークシート⑧の「2.」の「※（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、児童虐待が子供にどのような影響を与えるのか、校内での具体的な事例などを出しながら話し合う。
4分	3. ワークシート⑧の「3.」を記入し、「子どもの権利条約」を通して、子供達にはどのような権利があるのかを理解する。 ・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利	○「子どもの権利条約」に定められる4つの権利を理解し、児童虐待は、その権利を侵害していることを確認する。 ○「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准していることを確認する。
4分	4. 子供の権利を守るために、児童虐待に対して、教職員として何ができるのか、グループで話し合う。 ・子供の主張に傾聴し、SOSをキャッチする。	○教職員として、子供の権利を守るという認識のもと、日頃の学校生活の中で一人一人ができることは何な

4 分	・ 子供に原因があると考えたり、保護者との関係を優先したりせず、子供の安全を最優先に対応する。 ・ 子供に自分自身の持っている権利を伝える。 5. 出た意見をグループごとに発表し、子供の権利を守るために、学校全体で児童虐待に対応していくことを確認する。 ・ 子供一人一人の権利を尊重し、安心して学校生活が送れるように努める。 ・ 児童虐待の早期発見に努め、発見した際は速やかに通告し、子供の安全を守る。 【学校、教職員の役割・責務 ※児童虐待防止法】 ① 虐待の早期発見に努めること（第5条第1項） ② 関係機関へ通告すること（第6条） ③ 関係機関への協力を行うこと（第5条第2項） ④ 虐待防止の教育に努めること（第5条第5項）	のか、という視点で話し合う。 ○校内全体で、子供の人権を守るという、共通した認識が持てるようにする。 ○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）のP4～5で、学校や教職員の役割・責務を確認する。
-----	---	---

4. 研修のポイント

- ・ 児童虐待防止法には、児童虐待は子供への人権侵害であると明記されており、心身ともに深刻な影響を与え、最悪の場合には、命さえも奪ってしまうことを認識する。
- ・ 「子どもの権利条約」にある子供の権利を理解し、その権利を守るため、児童虐待に対しては、子供の安全を最優先に、教職員としての役割と責務を果たすことを校内全体で確認する。

【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）】

- ◆ 世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。 1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

（子供の権利）

- 生きる権利・・・すべての子供の命が守られること
- 育つ権利・・・もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- 守られる権利・・・暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 参加する権利・・・自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

日本ユニセフ協会HP「子どもと先生の広場」より

【学校及び教職員の役割・責務】

- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【児童虐待防止法第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第5項】
「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会 P4）

（参考資料）

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）

学校・教職員の役割

- 早期発見・早期対応と速やかな通告（早急に管理職に報告・相談）
- 関係機関と連携して対応

①虐待の早期発見に努めること（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第1項】

②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）

【児童虐待防止法第6条】

③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第2項】

④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第5項】

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

学校が通告を判断するに当たってのポイント

① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）

（児童虐待防止法第6条第1項）

② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること

④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。

（児童虐待防止法第7条）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

事 例 集

- ・ 事例集①（性的虐待が疑われる事案への対応）
- ・ 事例集②（児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応）
- ・ 事例集③（要保護児童への長期休業明けの対応）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
事例集①

○ 性的虐待が疑われる事案への対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎高校2年生、女子生徒が保健室に来た際に、養護教諭に「最近、父親が私の体を触ってくる
ことがあり困る。」と相談があった。
- ◎養護教諭が「あなたを守るために他の先生に相談する。」と伝え、女子生徒は「やはり
勘違いだった。」と言った後に、押し黙ってしまった。
- ◎女子生徒は、これまで何度か保健室に来て、養護教諭に、学校生活や家庭での悩みを相談
しており、その都度、担任や学年主任と情報共有している。
- ◎両親は共に、学校の活動にも協力的であると担任から聞いている。

2. 学校の対応について考える。

- ◎まずは、(1)担任、養護教諭等、(2)学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭
等、(3)管理職、それぞれの立場で相談を受けた時、どのように対応するのかを考える。

(1) 担任、養護教諭等

→幼児児童生徒より直接相談を受けた際の対応について考える。

(2) 学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等

→担任、養護教諭等から相談された際の対応について考える。

(3) 管理職

→担任、養護教諭、学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等か
ら報告を受けた際に、学校としてどのように対応するのかを考える。

- ◎次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。

- ・どのような校内体制で対応する必要があるのか。
- ・関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ①性的虐待の疑いがあると認識を持ち、「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育
委員会)を参考に、以下の点について確認をする。
 - 他の虐待と比べ、より問題が複雑であり、事実確認が困難で、専門的な対応が必要である。
 - 繰り返し尋ねることは、子供にとって大きなストレスになる。
 - 性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等
管理職に報告し、学校として情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告
することが重要である。子供からの正確な被害を聞き取ることは、児童相談所が中心と
なっていくため、学校は児童相談所に対して対応の留意点等を確認する。
【県教委の手引き「8 性的虐待について」(P26)】
- ②子供が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合
でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
【県教委の手引き「5 子供からの聞き取り」(P13)】
【県教委の手引き「1 虐待は証明しなくてよい」(P16)】

(1) 担任、養護教諭等の対応

→疑いの段階で、学年主任等に相談し、直ちに管理職へ報告する。

当該生徒には、あなたを守るために他の教員にも相談することを説明する。

(2) 学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等の対応

→担任、養護教諭等から報告を受けた際には、直ちに管理職へ報告する。

(3) 管理職

→担任、養護教諭、学年主任等から相談を受けた際には、状況を確認し、学校として
情報の収集を行うより前に、早急に児童相談所に通告する。

※当該生徒には、あなたを守るために児童相談所へ連絡する必要があることを説明し、
たとえ本人が了解しなくても児童相談所へ通告する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

事例集②

○ 児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎小学校3年生、男子児童が昼休みに、「昨日宿題を忘れて、父親に怒られ、叩かれた。また怒られるから家に帰りたくない。」と担任に相談があり、「このことは誰にも言わないでほしい。」との話があった。
- ◎男子児童に、傷やあざなどの外傷は見られない。
- ◎男子児童からは、家で父親に怒られるという話を何度か聞いたことはあるが、帰宅拒否をしたのは初めてである。
- ◎男子児童は、欠席はほとんどないが、忘れ物が多く、友達とのトラブルもたまに見られる。
- ◎母親からは、家で本児がいうことをきかないときに、父親が厳しく注意するとの話を聞いている。

2. 学校の対応について考える。

- ◎まずは、担任等が、どのように対応する必要があるかを考える。
 - ・当該児童が「家に帰りたくない」「誰にも言わないで」と言っているが、どうするのか。
 - ・誰に、どのようなタイミングで相談するべきか。(管理職、学年主任等)
- ◎次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。
 - ・どのような校内体制で対応する必要があるのか。
 - ・当該児童への対応は誰が、どのように行うのか。
 - ・関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ◎千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」や「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を参考に以下の点について確認をする。
 - ①今回のケースの場合、子供が「帰りたくない」と言っていることから、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(千葉県教育委員会)の「児童虐待の早期発見チェックリスト」の「緊急的な支援を要する場合」の「【児童相談所に通告する場合】④子供が帰りたくないと言っている(子供自身が保護・救済を求めている)」に該当するため、緊急性が高く、速やかに児童相談所へ通告する必要があるとの認識を持つ。
【県教委の手引き「緊急的な支援を要する場合」(P17)】
 - ②虐待に関する問題を、個々の教職員だけで対処することは極めて困難であり、虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に相談・報告する。
【県教委の手引き「3 チームとしての組織的対応の重要性」(P11)】
 - ③子供が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
(※今回のケースは、児童相談所へ通告する。)
【県教委の手引き「5 子供からの聞き取り」(P13)】
【県教委の手引き「1 虐待は証明しなくてよい」(P16)】
 - ④管理職は、可能な範囲で速やかに関係職員を集め情報を収集し、事実関係を整理する。
(管理職、虐待対応担当教諭、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
【県教委の手引き「(1) チームとしての対応」(P12)】
 - ⑤通告後、虐待を受けた子供を学校に留め置く等、子供の安全確保を優先する。
【県教委の手引き「2 緊急性の判断」(P11)】
 - ⑥児童虐待防止法第7条では、児童相談所等の関係機関は、通告元等を漏らさないと規定されているため、通告の情報元は秘匿とされる。ただし、通告元となることの多い学校が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、関係機関と事前に協議を行う。
【県教委の手引き「(※通告元、通告の事実の告知について)」(P17)】

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

事例集③

○ 要保護児童への長期休業明けの対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎中学校2年生、女子生徒。中学1年時には、児童相談所に一時保護されていたことがある。
- ◎2年進級時に保護解除され、家庭復帰となった。
- ◎家庭復帰の際には、ケース会議にて、学校、児童相談所、市町村の虐待対応担当課で本家庭への見守り体制を確認。要保護児童等対策地域協議会（要対協）の管理ケースとなっている。
- ◎夏休み明けの初日に登校せず、保護者からの欠席連絡もなかった。
- ◎担任から保護者へ電話連絡を行ったが、連絡が取れなかった。
- ◎夏休み前までは、ほとんど休みなく登校していて、保護者とも連絡が取れていた。
- ◎校内全体でも情報を共有し、対応に当たっていた。

2. 学校の対応について考える。

- ◎まずは、担任等が、どのように対応する必要があるかを考える。
 - ・誰に、どのようなタイミングで相談するべきか。
（管理職、学年主任、生徒指導主任（主事）、虐待対応担当教諭等）
- ◎次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。
 - ・どのような校内体制で対応する必要があるのか。
 - ・関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ◎千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」を参考に以下の点について確認する。

- ①長期休業中、休業明けの安全確認は、見守りを担任一人に任せるのではなく、学校全体で情報共有に努める。
- ②児童相談所で継続指導中の子供については、以下のア～ウに該当する場合は、早急に管理職に報告し、市町村や児童相談所等の関係機関へ速やかに情報共有を行い、連携して対応する。

ア 始業式、入学式、長期休業明けに登校しない場合



今回のケースは、これに該当

イ 保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合

ウ 部活動等において、不自然な外傷があるなど、状況の変化等を把握した場合

【県教委の手引き「(4) 長期休業中、長期休業明けの対応」(P30)】

- ③要対協において虐待ケースとして進行管理台帳に登録された幼児児童生徒については、定期的（月1回程度）に情報提供をする必要があるが、理由の如何に関わらず、連続7日以上（休業日を除く）欠席した場合には、速やかに市町村や児童相談所に情報提供する。

- ④要対協において、学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反に当たらない。

【県教委の手引き「5 要保護児童への対応」(P30～31)】

【県教委の手引き「(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて」(P34)】

ワークシート

- ・ ワークシート①（校内研修資料①用）
- ・ ワークシート①（校内研修資料①用 解説）
- ・ ワークシート②（校内研修資料②用）
- ・ ワークシート②（校内研修資料②用 解説）
- ・ ワークシート③（校内研修資料③用）
- ・ ワークシート③（校内研修資料③用 解説）
- ・ ワークシート④（校内研修資料④用）
- ・ ワークシート④（校内研修資料④用 解説）
- ・ ワークシート⑤（校内研修資料⑤用）
- ・ ワークシート⑥（校内研修資料⑥用）
- ・ ワークシート⑦（校内研修資料⑦用）
- ・ ワークシート⑧（校内研修資料⑧用）
- ・ ワークシート⑧（校内研修資料⑧用 解説）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート①

(児童虐待の種類について)

1. にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

①幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為などより広い行為が含まれる。また、子供をポルノグラフィーの被写体にするなども含まれる。

③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による暴力や性的加害の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

④子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。兄弟姉妹間差別、DV目撃など。

(選択肢)

・ 心理的虐待

・ 身体的虐待

・ ネグレクト

・ 性的虐待

『教職員のための児童虐待対応の手引き』より

2. 以下の事例について、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）にある「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討してみましょう。

【事例1】

女子児童（生徒）Aに、昨日は無かった複数のあざがあるのを発見した。事情を聞くと、「昨日、父に叩かれた」と言っている。

【事例2】

男子児童（生徒）Bは、日頃から衣服の乱れがあり、体調不良を訴えることが多い。保護者とも連絡が取りづらく、育児にも拒否的である。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート①（解説）

（児童虐待の種類について）

1. にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

①幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

②直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為などより広い行為が含まれる。また、子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。

性的虐待

③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による暴力や性的加害の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト

④子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。兄弟姉妹間差別、DV目撃など。

心理的虐待

（選択肢）

・ 心理的虐待 ・ 身体的虐待 ・ ネグレクト ・ 性的虐待

『教職員のための児童虐待対応の手引き』より

2. 以下の事例について、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）にある「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討してみましょう。

【事例1】

女子児童（生徒）Aに、昨日は無かった複数のあざがあるのを発見した。事情を聞くと、「昨日、父に叩かれた」と言っている。



・ チェックリスト「緊急的な支援を要する場合」の中の、①「明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。」に該当
→児童相談所、警察に通告・通報

【事例2】

男子児童（生徒）Bは、日頃から衣服の乱れがあり、体調不良を訴えることが多い。保護者とも連絡が取りづらく、育児にも拒否的である。



・ チェックリスト「児童虐待リスクのチェックリスト」の中の、「衣服の乱れ」「体調不良」「育児に拒否的」等、複数が該当
→市町村の虐待対応担当課に通告

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート②

【通告の義務〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より】】

1. （ ）にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

（第5条）

（ ① ）、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び（ ① ）の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の（ ② ）に努めなければならない。

（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に（ ③ ）しなければならない。

（解答欄）

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

（選択肢）

・ 通告 ・ 学校 ・ 早期発見

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

2. （ ）にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

（1）確証がなくても（ ① ）すること（児童虐待防止法第6条第1項）

（誤りであったとしても責任は問われない）

（2）虐待の有無を判断するのは児童相談所等の（ ② ）であること

（3）保護者との関係よりも子供の（ ③ ）を優先すること

（4）通告は（ ④ ）違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

（解答欄）

①		②		③		④	
---	--	---	--	---	--	---	--

（選択肢）

・ 専門機関 ・ 通告 ・ 守秘義務 ・ 安全

3. 児童虐待（の疑い）を発見した際、校内でどのように対応するか、話し合ってみましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート②（解説）

【通告の義務〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より〕】

1. （ ）にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

（第5条）

（ ① ）、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び（ ① ）の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の（ ② ）に努めなければならない。

（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に（ ③ ）しなければならない。

（解答欄）

①	学校	②	早期発見	③	通告
---	----	---	------	---	----

（選択肢）

・ 通告 ・ 学校 ・ 早期発見

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

2. （ ）にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

（1）確証がなくても（ ① ）すること（児童虐待防止法第6条第1項）

（誤りであったとしても責任は問われない）

（2）虐待の有無を判断するのは児童相談所等の（ ② ）であること

（3）保護者との関係よりも子供の（ ③ ）を優先すること

（4）通告は（ ④ ）違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

（解答欄）

①	通告	②	専門機関	③	安全	④	守秘義務
---	----	---	------	---	----	---	------

（選択肢）

・ 専門機関 ・ 通告 ・ 守秘義務 ・ 安全

3. 児童虐待（の疑い）を発見した際、校内でどのように対応するか、話し合ってみましょう。

※教職員の役割は、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）のP4～5を参照。

（学校における児童虐待への対応の流れ）

①チェックリストに該当箇所がある場合は、直ちに管理職に報告する。

②管理職を中心に、チームとして情報を収集し、事実関係を整理する。

③速やかに関係機関へ通告する。

・ 「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合は、児童相談所や警察へ通告・通報。

・ 「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数該当する場合は、市町村の虐待対応担当課への通告を検討。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート③

(児童虐待に対応する関係機関の役割)

1. 関係機関の役割について確認しましょう。

○児童相談所

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。

※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」等で、自校の児童相談所の連絡先を確認しましょう。

[] 児童相談所 (TEL) []
--

○市町村（虐待対応担当課）

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。

※各市町村によって、担当課の名前が異なるため、連絡先の確認をしましょう。

(例：〇〇市家庭児童相談室、〇〇市子育て支援課等)

(担当課名) [] (TEL) []
--

○警察

110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)より

○要保護児童地域対策協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童への適切な支援を行うため、関係機関と適切に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)より

2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)P5の事例「要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応」について、考えてみましょう。

(学校・教育委員会としての対応)

--

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート③（解説）

（児童虐待に対応する関係機関の役割）

1. 関係機関の役割について確認しましょう。

○児童相談所

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。

※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」等で、自校の児童相談所の連絡先を確認しましょう。

[] 児童相談所 (TEL) []
--

○市町村（虐待対応担当課）

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。

※各市町村によって、担当課の名前が異なるため、連絡先の確認をしましょう。

（例：〇〇市家庭児童相談室、〇〇市子育て支援課等）

(担当課名) [] (TEL) []
--

○警察

110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

○要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童への適切な支援を行うため、関係機関と適切に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）より

2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P5の事例「要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応」について、考えてみましょう。

（学校・教育委員会としての対応）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 要対協を管理する市町村の虐待対応担当課より、市町村教育委員会等を通じて、当該児童生徒についての情報提供依頼があった際には、<u>校内で出席状況、学校での様子、保護者の様子等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。</u>・ <u>管理職や虐待対応担当教諭等を中心に虐待対応チームを編成し、当該生徒の見守りを担任一人に任せるとはせず、校内全体で情報を共有し、対応する。</u>・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応するために、教育委員会等に派遣を要請する。・ 要対協での個別のケース会議では、「<u>学校が担うべき役割</u>」、「<u>見守り体制</u>」、「<u>欠席が続くなど状況の変化が出た際に情報を伝える関係機関（市町村の虐待対応担当課、児童相談所等）</u>」について確認する。 |
|---|

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート④

【児童虐待に関する法規】

1. () にあてはまる言葉を書きましょう。

【児童福祉法】

〈第25条〉

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に () しなければならない。

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

〈第5条〉

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び (①) の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の (②) に努めなければならない。

〈第6条〉

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (③) しなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の (④) に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〈第7条〉

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が (③) を受けた場合においては、当該 (③) をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〈第14条〉

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、(⑤) を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

（解答欄）

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

（選択肢）

・ 体罰 ・ 通告 ・ 学校 ・ 早期発見 ・ 守秘義務

3. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【千葉県子どもを虐待から守る条例】

〈第3条〉・ (①) は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、(①) を決して許してはならない。

〈第5条〉・ 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに (②) しなければならない。

〈第6条〉・ 保護者は、児童のしつけに際して、(③) を加えてはならない。

（解答欄）

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

（選択肢）

・ 体罰 ・ 虐待 ・ 通告

4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示をするよう要求してきた場合、どのように対応しますか。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート④（解説）

【児童虐待に関する法規】

1. () にあてはまる言葉を書きましょう。

【児童福祉法】

〈第25条〉

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (**通告**) しなければならない。

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

〈第5条〉

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び (①) の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の (②) に努めなければならない。

〈第6条〉

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (③) しなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の (④) に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〈第7条〉

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が (③) を受けた場合においては、当該 (③) をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〈第14条〉

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、(⑤) を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

（解答欄）

①	学校	②	早期発見	③	通告	④	守秘義務	⑤	体罰
---	----	---	------	---	----	---	------	---	----

（選択肢）

・ 体罰 ・ 通告 ・ 学校 ・ 早期発見 ・ 守秘義務

3. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【千葉県子どもを虐待から守る条例】

〈第3条〉・ (①) は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、(①) を決して許してはならない。

〈第5条〉・ 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに (②) しなければならない。

〈第6条〉・ 保護者は、児童のしつけに際して、(③) を加えてはならない。

（解答欄）

①	虐待	②	通告	③	体罰
---	----	---	----	---	----

（選択肢）

・ 体罰 ・ 虐待 ・ 通告

4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示をするよう要求してきた場合、どのように対応しますか。

- ・ 通告元、関係機関との連絡内容、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。
- ・ 保護者等が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合は、子供の安全を守る観点から、個人情報の保護に関する法令に照らし、不開示を検討する。
- ・ 法令等で迷った際は、弁護士等の専門家と連携して対応する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑤

◎「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）、「１．虐待対応のケース」の「a）～f）」（P 2～21）の事例を一つ選び、学校・教育委員会としての対応について考えましょう。

１．学校・教育委員会として、どのように対応するのか考えましょう。

２．グループで、話し合しましょう。

３．対応のポイントについて確認しましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑥

◎「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省） P 22～28
「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」をやってみて、評価してみましょう。

評価シート

【教頭役の評価】 ◎大変よくできた ○よくできた △改善の必要あり

〈序 盤〉	評価	〈中 盤〉	評価	〈結 果〉	評価
挨拶・自己紹介		相手の質問に答えているか		話し合いの合意はできたか	
話し合いのポイント・事前説明		一方的な説明になっていないか		お互いの立場を理解できたか	
		感情的な対応になっていないか			
〈全体のポイント〉			評価	〈気付いたこと・コメント〉	
相手の気持ちを理解しようとしているか					
感情的にならず、丁寧な対応ができているか					
法的根拠を踏まえ、客観的かつ一貫した説明ができているか					
相手の質問に対し、明確に答えられているか					
話し合いの目的を達成することができたか					

評価シート

【担任役の評価】 ◎大変よくできた ○よくできた △改善の必要あり

〈序 盤〉	評価	〈中 盤〉	評価	〈結 果〉	評価
挨拶・自己紹介		相手の質問に答えているか		話し合いの合意はできたか	
話し合いのポイント・事前説明		一方的な説明になっていないか		お互いの立場を理解できたか	
		感情的な対応になっていないか			
〈全体のポイント〉			評価	〈気付いたこと・コメント〉	
相手の気持ちを理解しようとしているか					
感情的にならず、丁寧な対応ができているか					
法的根拠を踏まえ、客観的かつ一貫した説明ができているか					
相手の質問に対し、明確に答えられているか					
話し合いの目的を達成することができたか					

〈全体を通して感じたこと〉

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑦

○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集①～③（P 23～25）をもとに、学校（教育委員会）としての対応について考えましょう。

1. 学校（教育委員会）として、どのように対応するのか考えましょう。

2. グループで、話し合いましょう。

3. 対応のポイントについて確認しましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート⑧

【子供の人権について〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より〕】

1. ①～④の（ ）にあてはまる言葉を書きましょう。

〈第1条〉

この法律は、児童虐待が児童の（① ）を著しく侵害し、その（② ）の成長及び（③ ）の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の（④ ）にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（選択肢）

・ 心身 ・ 育成 ・ 人格 ・ 人権

2. 児童虐待が子供に及ぼす影響について、話し合しましょう。

--

※（参考）虐待が及ぼす子供への影響〔「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4〕

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

3. 子供の権利について、（ ）にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【子どもの権利条約】

①	すべての子供の命が守られること	
②	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること	
③	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	
④	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること	

（選択肢）

・ 育つ権利 ・ 守られる権利 ・ 参加する権利 ・ 生きる権利

※参考【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について】

・ 世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

4. 教職員として、子供の権利を守るため児童虐待に対して何ができるか、話し合しましょう。

--

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート⑧（解説）

【子供の人権について「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より」】

1. ①～④の（ ）にあてはまる言葉を書きましょう。

〈第1条〉

この法律は、児童虐待が児童の（① **人権** ）を著しく侵害し、その（② **心身** ）の成長及び（③ **人格** ）の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の（④ **育成** ）にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（選択肢）

・心身 ・育成 ・人格 ・人権

2. 児童虐待が子供に及ぼす影響について、話し合しましょう。

※「（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、児童虐待が子供にどのような影響を与えるのか、校内での具体的な事例などを出しながら話し合う。

※（参考）虐待が及ぼす子供への影響「「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4」

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

3. 子供の権利について、にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【子どもの権利条約】

①	すべての子供の命が守られること	生きる権利
②	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること	育つ権利
③	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	守られる権利
④	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること	参加する権利

（選択肢）

・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 ・生きる権利

※参考【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について】

・世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

4. 教職員として、子供の権利を守るため児童虐待に対して何ができるか、話し合しましょう。

※参考【学校及び教職員の役割・責務】「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4～5

①虐待の**早期発見**に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第1項】

②虐待を受けたと思われる子供について、**関係機関へ通告**すること（義務）【児童虐待防止法第6条】

③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、**関係機関への協力**を行うこと（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第2項】

④**虐待防止のための子供等への教育に努める**こと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第5項】

通告後も、継続的な支援を

通告後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないが、学校において継続して注意深く見守っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

子供への関わり方

- ◆ 子供の言動の背景をよく理解し、学校で安心して過ごせるように受容的に接する。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

保護者との関わり方

- ◆ 行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。
- ◆ ただし、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら、子供の命を守りぬく姿勢で毅然とした対応をすることが重要。
- ◆ 通告したことや児童相談所等との連絡内容は、漏らさない。アンケート等、虐待に関する個人の記録も、子供の安全を守る観点等から、法令に照らして不開示を検討する。

関係機関等との連携

- ◆ 市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。
- ◆ 在宅での支援の際は、普段と変わったことがないが継続して見守っていくとともに、不自然な点（不自然な外傷、理由不明な欠席等）があれば、児童相談所や市町村に通告する。
- ◆ 保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行う。
- ◆ 子供が進学や転校等をする場合は、情報を提供し、切れ目のない支援につなげる。

（児童相談所の連絡先）【※児童相談所全国共通ダイヤル 189】

中央児童相談所	043-253-4101	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
市川児童相談所	047-370-1077	市川市、船橋市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、横浜市の各市区町村
柏児童相談所	04-7131-7175	柏市、市川市、船橋市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、横浜市の各市区町村
綾戸児童相談所	0479-23-0076	綾戸市、市川市、船橋市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、横浜市の各市区町村
奥上児童相談所	0475-27-1733	奥上市、市川市、船橋市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、横浜市の各市区町村
君津児童相談所	0439-55-3100	君津市、市川市、船橋市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、横浜市の各市区町村
千葉市児童相談所	043-277-8880	千葉市
市町村児童虐待対応窓口…自校の市町村の虐待担当の電話番号を確認しておきましょう。		
（TEL）		
（その他にも）		
福祉事務所（市町村を所管する健康福祉センター（保健所））	（TEL）	
児童福祉支援センター	（TEL）	
警察	（TEL）	
中核地域生活支援センター	（TEL）	

教職員だからこそ気づける 児童虐待のサイン

『いつもと違う』 を見逃さない！！



千葉県のマスコットキャラクター
クマバウ。



教職員のための児童虐待対応リーフレット

令和元年 8 月

千葉県教育委員会

オレシタリヤンには、子ども虐待を防止する
というメッセージが込められています。



＜学校・教職員の役割＞

早期発見・早期対応と速やかな通告

子供が、多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待防止法第6条には市町村（虐待対応担当課）や児童相談所への通告の義務が定められています。

学校が通告を判断するに当たってのポイント

1. 確証がなくとも通告すること（児童虐待防止法第6条第1項）
2. 確証があつたとしても責任は問われない（誤りであったとしても責任は問われない）
3. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
4. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第3条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

【学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～】

(1) 早期発見

- ◆児童虐待のサインを見逃さない。（「いつもと違う」は、虐待のサイン）
- ◆チェックリストに該当するものがあれば、児童虐待の可能性を疑う。
- ◆幅広く情報収集に努める。（アンケート、教育相談、家庭訪問、地域の方々等からの情報等）

(2) 直ちに管理職へ報告・相談

- ◆一人で抱え込まず、速やかに管理職へ報告する。
- ◆子供本人が口外しないことを希望したとしても、「あなたを守るためである」ことを伝え、必ず報告をする。

(3) チームとして早期対応

- （メンバー）
- ◆保健所、児童相談所担当課、看護職員、学校主任・学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
 - ◆管理職のリーダーシップのちと、組織的に対応する。
 - ◆可能な範囲で速やかに関係職員を集め、情報収集し、事実関係を整理する。
 - ・子供の氏名、学年、性別、住所、出席状況、友人関係
 - ・保護者の氏名、子供との関係、家庭の状況
 - ・転校校等からの情報
 - ・外傷や症状（怪け、いづから、どのような）
 - ・外傷や症状に関する本人の証言（あれば）

(4) 関係機関への通告（※子供の安全を最優先に、確証がなくとも通告）



児童虐待の早期発見チェックリスト

緊急的な支援を要する場合

【児童相談所に通告する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかに外傷があり、身体的虐待が疑われる。 （打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）
	②生命、身体、安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 （栄養失調、医療放棄など）
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が繰り返すと言っている。 （子供自身が保護、救済を求めている）
【警察に通報する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかに外傷があり、身体的虐待が疑われる。 （打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）
	②生命、身体、安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 （栄養失調、医療放棄など）
	③性的虐待が疑われる。
	④その他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

児童虐待リスクのチェックリスト

※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり

【子供の様子】	
チェック欄	子供の様子
	繰り返す頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、形勢が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少なく、ボーっとしている。
	落ち着かない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊ぶ、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が変わる、顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなるなど）
	からだが衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。
【保護者の様子】	
チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	些細なことでも激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わずにいる。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。
【家族・家族の状況】	
チェック欄	家族・家族の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、臭臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。

(参考資料・文献)

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afiedfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf

- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(令和2年3月 千葉県健康福祉部)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/manuaru.html>

〔子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)について〕

- 教えて！ユニセフ 子どもと先生の広場ホームページ「子どもの権利条約」

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>

(千葉県教育委員会ホームページより)

- 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(令和元年8月 千葉県教育委員会)

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」(令和元年11月 千葉県教育委員会)

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集

(令和3年1月 千葉県教育委員会)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/gyakutaitebiki.html>



QRコード

令和2年度「教職員のための児童虐待対応の手引き」(冊子版)の構成図

◇表紙(※イラスト:市原市立若宮小学校 森下あやの 教諭 作)

◇現行の手引き(本編)(令和元年11月作成)に加筆

(主な改訂項目)

※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)の令和2年6月の改定に伴い加筆

①改正児童虐待防止法における、親権者等による体罰禁止の法定化について(P3)

②障害のある子供や保護者への理解について加筆(P14、15)

③改正児童虐待防止法における、学校、教育委員会等の職員の守秘義務について(P34)

※「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(千葉県健康福祉部)の改定に伴い加筆

④在宅支援時(家庭復帰から6か月程度)の対応について(P29)

※千葉県警察本部、千葉県健康福祉部児童家課との協議により加筆

⑤関係機関との連携を円滑な連携について(P8、P33)

◇校内研修資料・事例集

○県教委作成の教職員のための児童虐待対応の手引き、リーフレットを活用した研修資料として作成

○1項目、20～30分で実施でき、各学校が実態に合わせて研修項目を選択できるように構成

○令和2年1月に文部科学省が作成した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修資料を作成(校内研修資料⑤・⑥)

○県教委作成の事例集①～③を活用した研修資料を作成(校内研修資料⑦)

1 校内研修資料

・校内研修資料①(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)

・校内研修資料②(通告の判断、対応の流れ)

・校内研修資料③(関係機関の役割と連携)

・校内研修資料④(児童虐待関連法規)

・校内研修資料⑤(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文科省)の活用事例①)[虐待対応ケース]

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)、虐待対応ケース(ダイジェスト版)

・校内研修資料⑥(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文科省)の活用事例②)[ロールプレイング]

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)、ロールプレイング(ダイジェスト版)

・校内研修資料⑦(千葉県教委作成、事例集①～③の活用事例)

・校内研修資料⑧(子供の人権)

2 事例集

・事例集①(性的虐待が疑われる事案 ※設定場面:高校)

・事例集②(子供が帰宅を拒否しているとき ※設定場面:小学校)

・事例集③(要保護児童への長期休業明けの対応 ※設定場面:中学校)

3 ワークシート ※校内研修資料①～⑧で活用

・ワークシート①～⑧(解説編含む)

※ 教職員のための児童虐待対応リーフレット

◇裏表紙(※イラスト:成田市立遠山中学校 池畑 翔 教諭 作)